XML 形式又は CSV 形式による特定多国籍企業グループ等報告事項等（GIR - GloBE Information Return）の記録要領

１　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供について

特定多国籍企業グループ等報告事項等は、OECD（経済協力開発機構）ホームページに掲載されている「GloBE Information Return（Pillar Two）XML Schema」を踏まえた仕様（以下「XML スキーマ」といいます。）に基づき作成した XML ファイル又は CSV ファイルを e-Tax「多国籍企業情報の報告コーナー」に取り込み、送信します。

XML ファイルの記録方法については、以下２「留意事項」及び３「特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法」をご確認ください。

部内システム等を使用せず、経理・税務担当者が特定多国籍企業グループ等報告事項等を作成する場合には、CSV ファイルにより記録することを推奨します。CSV ファイルの作成に当たっては、別冊の「Excel を利用した CSV 形式による特定多国籍企業グループ等報告事項等の記録手順」を参考に、以下２「留意事項」及び３「特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法」を参照しつつ作成してください。

２　留意事項

(1)　XML ファイル・CSV ファイルに共通する留意事項

番号	留意事項	詳　　細
1	使用可能文字	以下の文字以外は e-Tax でエラーとなるため、使用しないでください。 Unicode「0020～007E（区分：基本ラテン）、文字タブ（0009）、改行（000A）、復帰（000D）」 また、半角文字で記録してください。
2	SQL インジェクションの不使用	「－－」（ダブルダッシュ）、「/*」（スラッシュ・アスタリクス）、「$#」（アンパサンド・ハッシュ）は、使用しないでください。
3	ファイルサイズ	ファイルサイズの上限は 19MB となります。

番号	留意事項	詳　　細
		上限を超過する場合の記録方法については、「４　ファイルサイズの制限を超える場合の対応」を参照してください。
4	金額の記録	特定多国籍企業グループ等報告事項等の中で金額を記録する項目は、小数点を含む値を使用することができないので、必ず端数処理（小数点以下１位を四捨五入）をしてください。 ※　端数処理をした金額での法人税額の計算を求めるものではありません。
5	要素型「percentage」について	割合や税率を記録する場合に使用する要素型「percentage」は、0.0000 から 1.0000 までの小数により記録してください。小数点以下４位未満の端数がある場合には、小数点以下５位を四捨五入した数を記録してください。 例えば、「100%」は「1」又は「1.0000」と、「12.345%」は「0.1235」（小数点以下５位の「5」を四捨五入）というように記録します。 ※　四捨五入をした割合での法人税額の計算を求めるものではありません。
6	「MessageRefId」要素について	「MessageRefId」要素については、下３桁の「数字」を調整することによりメッセージごとに固有の ID を設定してください。ID の体系については「３　特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法」の項目番号 10「MessageRefId」をご参照ください。例えば、特定多国籍企業グループ等報告事項等を修正/削除する場合は、下３桁の数字を変更した新たなメッセージ ID を設定してください。
7	「DocRefId」要素について	「FilingInfo」、「GeneralSection」、「Summary」、「JurisdictionSection」及び「UTPRAttribution」の各レコード種別には、それぞれ固有の DocRefId（文書 ID）を設定する必要があります。ID の体系については「３　特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法」の項目番号 32 他「DocRefId」をご参照ください。 記録に当たっては、以下の点に留意してください。 【留意事項】 ⑴　過去に提供したレコード種別を修正/削除する場合、修正/削除の対象となる過去に提供したレコード種別

番号	留意事項	詳　　細
		の「DocRefId」を「CorrDocRefId」に入力してください。 ⑵　レコード種別「FilingInfo」を再送信（OECD0）する場合、「DocRefId」は提供された最新の「FilingInfo」の「DocRefId」と同一である必要があります。
8	「RecJurCode」要素について	「RecJurCode」要素は、税務当局間での情報交換により関連する「General Section」、「Summary」、「Jurisdiction Section」及び「UTPRAttribution」を提供すべき国又は地域を記録します。 「RecJurCode」要素の記録に当たっては、以下の点に留意してください。 【留意事項】 ⑴　ローカルファイリングを行う場合（レコード種別「FilingInfo」のうち「Role」が、GIR403、GIR404、GIR405のいずれかの場合）には、「RecJurCode」には我が国に対応する国コード「JP」のみを記録してください。 ⑵　「RecJurCode」自体の記録を誤り、修正を要する場合には、既に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等を削除する内容の特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供した上で、新規で正しい「RecJurCode」を記録した特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供してください。 ⑶　「RecJurCode」以外の項目を修正する場合で、「RecJurCode」自体の修正が無い場合は、直前に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等の「RecJurCode」と同一の値を記録してください。

⑵　XML ファイルの記録方法に関する留意事項

番号	留意事項	詳　　細
1	拡張子	ファイルの拡張子は、「.xml」としてください。
2	文字コード	UTF-8 で記録してください。
3	要素型「TIN_Type」について	納税者番号等を記録する場合に使用する要素型「TIN_Type」については、次により記録してください。 ⑴　要素の値には、納税者番号、指定参照番号又は「NOTIN」を記録してください。 ※　「指定参照番号」とは、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に当たって、納税者番号のない特定

番号	留意事項	詳　　細
		多国籍企業グループ等に属する会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等を識別するために便宜的に設定する番号をいいます。納税者番号がない会社等については、会社等の特定のため、次の形式で指定参照番号を設定し、納税者番号が発行されるまでの間、毎期継続して同じ指定参照番号を使用してください。 形式：P2JJYYYYMMDDCCCXXX　（注：「P2」は固定値、「JJ」はその会社等の所在地国の国コード、「YYYYMMDD」は指定参照番号を設定した年月日（例えばグループへの加入日等）、「CCC」は特定多国籍企業グループ等ごとに固有の３桁の英字又は数字、「XXX」は同一年月日に複数の指定参照番号を設定した場合における一連番号をそれぞれ設定してください。） 例：P2JP20240401ZZZ001 ※　「NOTIN」は、記載要領等で納税者番号を提供する必要がないとされている場合に使用します。「NOTIN」を記録する場合には、属性値「issuedBy」は記録せず、属性値「unknown」には「1」を、属性値「TypeOfTIN」には「GIR3004」を記録してください。 ⑵　属性値「issuedBy」 納税者番号等を発行した国又は地域の国コードを記録します。ただし、要素の値として指定参照番号又は「NOTIN」を記録する場合には、この属性は記録しないでください。その他の場合には、この属性値は、必ず記録してください。 ⑶　属性値「unknown」 記載要領等で納税者番号を提供する必要がないとされている場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録します。「1」を記録する場合には、要素の値は「NOTIN」と記録し、属性値「TypeOfTIN」は「GIR3004」を記録してください。この属性値は、必ず記録してください。 （例：一定の場合には「TIN」要素に納税者番号を記録する必要はないこととされている場合） <TIN unknown="1" TypeOfTIN="GIR3004">NOTIN</TIN>

番号	留意事項	詳　　細
		⑷　属性値「TypeOfTIN」 　要素の値（納税者番号等）の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものを記録します。この属性値は、必ず記録してください。 イ　対象租税の申告又は納付をすべき者を特定するための符号等……GIR3001 ロ　イと機能的に同等なもの……GIR3002 ハ　指定参照番号……GIR3003 ニ　「NOTIN」……GIR3004 （例：「TIN」要素に納税者番号として我が国における法人番号「7000012050002」を記録する場合） <TIN issuedBy="JP" unknown="0" TypeOfTIN="GIR3001">7000012050002</TIN>

⑶　CSV ファイルの記録方法に関する留意事項

番号	留意事項	詳　　細
1	拡張子	ファイルの拡張子は「.csv」又は「.txt」としてください。
2	文字コード	Shift-JIS で記録してください。
3	要素型 「TIN_Type」について	納税者番号等を記録する場合に使用する要素型「TIN_Type」については、次により記録してください。 ⑴　「提供事項」（B 列）には、納税者番号、指定参照番号又は「NOTIN」を記録してください。 ※　「指定参照番号」については、上記⑵の表の３⑴を参照してください。 ※　「NOTIN」は、記載要領等で納税者番号を提供する必要がないとされている場合に使用します。「NOTIN」を記録する場合には、「属性値②（D 列）」には「1」を記録し、「属性値③（E 列）」には「GIR3004」を記録してください。 ⑵　「属性値①（C 列）」には、「納税者番号を発行した国又は地域の国コード」を記録してください。ただし、「提供事項」に指定参照番号又は「NOTIN」を記録する場合には、記録しないでください。その他の場合には、この

<table>
<tr><th>番号</th><th>留意事項</th><th>詳　　細</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
属性値は、必ず記録してください。
⑶　「属性値②」には、「提供事項」に「NOTIN」を記録する場合に「1」と記録し、その他の場合には「0」と記録してください。この属性値は、必ず入力してください。
⑷　「属性値③」には、提供事項の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるものを記録してください。この属性値は、必ず入力してください。
イ　対象租税を申告又は納付すべき者を特定するための符号等……GIR3001
ロ　イと機能的に同等なもの……GIR3002
ハ　指定参照番号……GIR3003
ニ　「NOTIN」……GIR3004
（例：「TIN」項目（項目の階層は「10」）に納税者番号として我が国における法人番号「7000012050002」を記録する場合）
<table>
<tr><th>列</th><th>A（項目名）</th><th>B（提供事項）</th><th>C（属性値①）</th><th>D（属性値②）</th><th>E（属性値③）</th><th>F（階層）</th></tr>
<tr><td>記録例</td><td>TIN</td><td>7000012050002</td><td>JP</td><td>0</td><td>GIR3001</td><td>10</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

３　特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法

特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法は、次のとおりです。各項目に記録すべき事項は「記録方法」列に記載しておりますが、紙面の都合上全ての情報を掲載しておりません。記録すべき事項の詳細については、参考として、「(参考情報）GIR における付番」列に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において承認された GIR のデータポイント（Annex A1. Data points）の番号を表示していますので、国税庁ホームページ「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」や GIR の説明ガイダンス（Annex A2. Explanatory guidance）の該当箇所もあわせてご参照ください。

なお、黄色塗りの項目については、2025 年７月に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において承認された GIR のステータスメッセージ・

XMLスキーマ（GloBE Information Return（Pillar Two）Status Message XML Schema）において、記録方法や記録すべき数値等について国際的な合意がなされた項目となり、これに準拠しない場合には、XMLスキーマに準拠していたとしても、情報交換先の国又は地域において受領を拒否される等の取扱いとなる可能性がありますので、特に注意してください。

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
1																		（記録方法についての説明）							「項目名」は「項目名及び階層」列の項目名を、「項目の階層」は同列の要素名が同列中の4から18までのいずれの位置にあるかに応じ該当する位置の番号を、それぞれ記録します。 例えば、項目番号「6」については、「項目名」は「ReceivingCountry」、「項目の階層」は「6」となります。	
2	GLOBE_OECD																	-		version	1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	この項目は記録を要しません。	
3		MessageSpec																メッセージ・ヘッダー			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	この項目は記録を要しません。	
4			SendingEntityIN															送信元識別番号	StringMin1Max200_Type		0-1	不要	200	記録しないでください（タグを編集しないでください。）。	この項目は記録を要しません。	
5			TransmittingCountry															送信国	CountryCode_Type		1	必須		「JP」と記録してください。	この項目は記録を要しません。	
6			ReceivingCountry															受信国	CountryCode_Type		1	必須		「JP」と記録してください。		
7			MessageType															メッセージタイプ	MessageType_EnumType		1	必須		「GIR」と記録してください。	この項目は記録を要しません。	
8			Warning															警告	StringMin1Max4000_Type		0-1	不要	4000	記録しないでください（タグを編集しないでください。）。	この項目は記録を要しません。	
9			Contact															連絡先	StringMin1Max4000_Type		0-1	不要	4000	記録しないでください（タグを編集しないでください。）。	この項目は記録を要しません。	
10			MessageRefId															メッセージＩＤ	StringMin1Max170_Type		1	必須	170	特定多国籍企業グループ等報告事項等を送信する際には、送信の度に固有のメッセージＩＤが必要です。 メッセージＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 JPYYYY法人番号（13桁）数字(3桁) 【留意事項】 １．先頭２文字の「JP」は、必ず記録してください。 ２．「YYYY」は、提供する特定多国籍企業グループ等報告事項等の対象会計年度が開始する年を記録してください（例：2024、2025等） ※　提供する特定多国籍企業グループ等報告事項等の対象会計年度が開始する年を確実に記録してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当該対象会計年度が終了する年を記録することも認められます。 ３．「法人番号」がない場合は、電話番号＋αなど13桁の法人固有の半角数字・英文字を設定することで代替してください。 ４．このメッセージＩＤは固有のIDにする必要があります。したがって、下３桁の「数字」を調整することで、過去に使用したメッセージＩＤと重複しないようにしてください。 ５．特定多国籍企業グループ等報告事項等を修正/削除する場合は、数字（下３桁）を変更した新たなメッセージＩＤを設定してください。 ※大文字アルファベット、数字以外の文字を含めることはできません。		
11			MessageTypeIndic															メッセージ種別	MessageTypeIndic_EnumType		1	必須		特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供区分を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 データが新規の場合：GIR101 データが以前に送信した情報の修正/削除の場合：GIR102 ※GIR103は使用しないでください。 【留意事項】 「GIR101」を記録する場合、#31の「提供区分」は「OECD1（新規）」、又は「OECD0（再送信）」と、#96、#123、#558及び#579の「提供区分」は全て「OECD1」（新規）としてください。 「GIR102」を記録する場合、#31、#96、#123、#558及び#579の「提供区分」を「OECD1」（新規）とすることはできません。		
12			ReportingPeriod															報告対象期間	date		1	必須		特定多国籍企業グループ等報告事項等の報告対象会計年度の末日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　この要素に記録する年（YYYY）は、提出日の属する年以前である必要があります。		
13			Timestamp															タイムスタンプ	dateTime		1	必須		このXMLファイルを作成した年月日及び時間を「YYYY-MM-DDThh:mm:ss」又は[YYYY-MM-DDThh:mm:ss:nnn」形式で記録してください。 例:2026-09-30T23:45:00	この項目は記録を要しません。	
14		GLOBEBody																特定多国籍企業グループ等報告事項等			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、繰り返し記録しないでください。複数年分を提出する場合には、それぞれ別に提出してください。	この項目は記録を要しません。	
15			FilingInfo															提供情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	この項目は記録を要しません。	
16				FilingCE														提供法人に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
17					ResCountryCode													提供法人の所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		「JP」と記録してください。	この項目は記録を要しません。	1.1.5
18					Name													提供法人の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	提供法人の名称を記録してください。		1.1.2
19					TIN													提供法人の納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		提供法人の法人番号を記録してください。 ※　#20（提供法人の類型）にGIR401と記録する場合（つまり、提供法人が最終親会社等である場合）には、この要素に記録する納税者番号は、#44又は#51（最終親会社等に係る納税者番号）に記録する納税者番号と一致する必要があります。		1.1.3
20					Role													提供法人の類型	FilingCERole_EnumType		1	必須		提供法人の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR401：最終親会社等 GIR402：指定提供内国法人 GIR403：法第150条の３第１項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人 GIR404：構成会社等（上記に該当するものを除きます。） GIR405：上記以外の法人 ※GIR403、GIR404、GIR405のいずれかを記録する場合には、各セクションの「RecJurCode」は、「JP」のみを記録します（「JP」以外を記録することはできません。）。		1.1.4
21				AccountingInfo														特定多国籍企業グループ等の会計処理及び計算書類に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
22					CFSofUPE											最終親会社等の連結等財務諸表の類型	FilingCECofUPE_EnumType		1	必須		最終親会社等の連結等財務諸表の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR501：特定財務会計基準に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類 GIR502:特定財務会計基準に従って会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類（法第82条第２号ロに掲げる会社等に係る計算書類に限ります。） GIR503：適格財務会計基準に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類又は会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類 GIR504：上記に掲げる計算書類が作成されていない企業集団又は会社等につき、特定財務会計基準若しくは適格財務会計基準に従って当該企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類又は特定財務会計基準若しくは適格財務会計基準に従って当該会社等の暦年の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類		1.2.2.1
23					FAS											最終親会社等の連結等財務諸表に係る会計処理の基準	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	最終親会社等の連結等財務諸表において適用している会計処理の基準の名称を記録してください。		1.2.2.2
24					Currency											最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨	currCode_Type		1	必須		最終親会社等の連結等財務諸表における表示通貨の通貨コードを記録してください。通貨コードは「通貨単位一覧」をご参照ください。		1.2.2.3
25				Period												対象会計年度に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
26					Start											当該対象会計年度の開始の日	date		1	必須		当該対象会計年度の開始の日をYYYY-MMM-DD形式で記録してください。 ※　#27（当該対象会計年度の終了の日）に記録する日以前の日となっていることを確認してください。		1.2.1.2
27					End											当該対象会計年度の終了の日	date		1	必須		当該対象会計年度の終了の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　#26（当該対象会計年度の開始の日）に記録する日以後の日となっていることを確認してください。		1.2.1.3
28				NameMNE												特定多国籍企業グループ等の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	特定多国籍企業グループ等の名称を記録してください。		1.2.1.1
29				AdditionalInfo												追加情報	StringMin1Max4000_Type		0-1	任意	4000	税務当局向けの追加的・付加的説明を提供する場合に記録します。通常は、執行ガイダンス等において記録を求められる場合にのみ記録してください。		
30				DocSpec												文書情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
31					DocTypeIndic											提供区分	OECDDocTypeIndic_EnumType		1	必須		この「FilingInfo」レコードの属性を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 新規の場合：OECD1 修正の場合：OECD2 削除の場合：OECD3 再送信の場合：OECD0 【留意事項】 １　「OECD0」は、提供しようとする「FilingInfo」が、過去に既に提供し、かつ、削除していない「FilingInfo」から変更がない場合にのみ使用してください。また、「OECD0」を使用するときは、#32は、既に提供した「FilingInfo」のうち最も新しいものと同一の文書IDを記録してください。 ２　他の「DocTypeIndic」（#96、#123、#558、#579）に「OECD1」を記録する場合には、この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録することはできませせん。また、他の「DocTypeIndic」に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。 ３　この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、#33に修正/削除の対象となる文書IDを必ず記録してください。 ４　「FilingInfo」レコードを削除（OECD3）する場合には、事前又は同時に他の種別のレコードを全て削除する必要があります。他の種別のレコードを削除しないまま、「FilingInfo」レコードのみを削除することはできません。 ５　この要素に「OECD1」を記録する場合には、#34（GeneralSection）を必ず記録する必要があります。 ６　この要素に「OECD0」を記録する場合には、#96（「GeneralSection」の「提供区分」）に「OECD1」を記録することはできません。		
32					DocRefId											文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	「FilingInfo」レコードには、固有の文書ＩＤを設定する必要があります。 文書ＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 メッセージID（22桁）+数字（4桁） 【留意事項】 １．メッセージID（22桁）は、レコード種別１「MessageSpec」のメッセージＩＤと同一にしてください。 ２．通常、文書IDは一つの特定多国籍企業グループ等報告事項等で複数設定されます。 その際、文書IDが重複しないよう数字（４桁）を調整してください。 ３．「FilingInfo」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「FilingInfo」レコードの文書ＩＤを#33の「CorrDocRefId」に入力してください。 ４．「FilingInfo」レコードを再送信する場合（#31（提供区分）に「OECD0」と記録する場合）には、「DocRefId」は提供された最新の「FilingInfo」の「DocRefId」と同一である必要があります。		
33					CorrDocRefId											参照文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	「FilingInfo」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「FilingInfo」レコードの文書IDを入力してください。 【留意事項】 １　「提供区分」が「修正（OECD2）」又は「削除（OECD3）」の場合、必須入力となります。 ２　「提供区分」が「新規（OECD1）」又は「再送信(OECD0)」の場合、記録しないでください。 ３　この要素を含む「CorrDocRefId」要素（#33、#98、#125、#560、#581）について、同一の文書IDを2回以上記録しないでください。 ４　過去に「提供区分」を「削除（OECD3）」として提供したことがある場合には、そのレコードの文書ID及び削除の対象となった文書IDを記録することはできません。また、過去に「提供区分」を「修正（OECD2）」として提供したレコードがある場合には、これらのうち最も新しいものの文書IDを記録してください。		
34			GeneralSection													共通セクション			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#31（「FilingInfo」の「提供区分」）に「OECD1」と記録する場合には、この要素を必ず記録する必要があります。	この項目は記録を要しません。 ※　#31(「FilingInfo」の「提供区分」)に「OECD1」と記録する場合には、レコード種別「共通セクション（GeneralSection）」に係るCSVファイルを必ず作成してください。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
35				RecJurCode												税務当局間での情報交換により「共通セクション」を受領する国又は地域	CountryCode_Type		1-n	必須		我が国が「共通セクション」に記録された情報を提供すべき国又は地域の国コードを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　この要素には、#20（提供法人の類型）にGIR403、GIR404又はGIR405のいずれかを記録する場合（すなわち、いわゆるローカルファイリングを行う場合）には、「JP」以外を記録することはできません。 【留意事項】 １．「RecJurCode」自体を修正する場合には、既に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等を削除する内容の特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供した上で、新規で正しい「RecJurCode」を記録した特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供してください。 ２．「RecJurCode」以外の項目を修正する場合で、「RecJurCode」自体の修正が無い場合は、直前に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等の「RecJurCode」と同一の値を記録してください。		
36				CorporateStructure												組織構造に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
37					UPE											最終親会社等に関する事項			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#38と#47は、最終親会社等が除外会社等に該当するかに応じいずれか一方のみを記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
38						ExcludedUPE										除外会社等である最終親会社等			1	必須 （排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、最終親会社等が除外会社等に該当する場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
39							ExcludedUPEStatus									除外会社等の類型	ExcludedUPE_EnumType		1	必須		最終親会社等の該当する除外会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR601：政府関係会社等 GIR602：国際機関関係会社等 GIR603：非営利会社等 GIR604：年金基金 GIR605：投資会社等 GIR606：不動産投資会社等		1.3.1.7
40							Art10.3.5									モデルルール第10.3.5条によりQIIRの適用を求める国又は地域	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		当該最終親会社等がモデルルール第10.3.5条により各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとされる場合に、当該相当する税を課する国又は地域の国コードを記録してください。		1.3.1.8
41							ID									識別情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
42								Name								最終親会社等の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	最終親会社等の名称を記録してください。		1.3.1.3
43								ResCountryCode								所在地国	CountryCode_Type		0-n	不要		この要素を記録する必要はありません。		
44								TIN								納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		最終親会社等の納税者番号を記録してください。 ※　当該最終親会社等の所在地国における納税者番号の他に法人番号を有する場合には、その有する法人番号も（この要素を繰り返して）記録してください。		1.3.1.4、1.3.1.5
45								Rules								租税に関する法令の規定の適用の状況	IDTypeRules_EnumType		0-n	不要		この要素を記録する必要はありません。		
46								GlobeStatus								類型	IDTypeGloBEStatus_EnumType		1-n	必須		最終親会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR301：構成会社等 GIR302：導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。） GIR303：導管会社等（GIR302に該当するものを除きます。） GIR304：令第155条の35第３項第５号イに掲げる会社等 GIR306：主たる会社等（その当期純利益金額又は当期純損失金額に恒久的施設等の当期純利益金額又は当期純損失金額を含む会社等をいいます。以下同じです。） GIR310：投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等 GIR311：保険投資会社等 GIR317：モデルルール第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる最終親会社等 ※複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 恒久的施設等を有する構成会社等の記録例： <GlobeStatus>GIR301</GlobeStatus> <GlobeStatus>GIR306</GlobeStatus>		1.3.1.6
47						OtherUPE										除外会社等でない最終親会社等			1	必須 （排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該最終親会社等が除外会社等に該当しない場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
48							ID									最終親会社等の識別情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
49								Name								最終親会社等の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	最終親会社等の名称を記録してください。		1.3.1.3
50								ResCountryCode								最終親会社等の所在地国の名称	CountryCode_Type		1-n	必須		最終親会社等の所在地国の国コードを記録してください。 ※　所在地国を複数記録することはできません。		1.3.1.1
51								TIN								最終親会社等の納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		最終親会社等の納税者番号を記録してください。 ※　当該最終親会社等の所在地国における納税者番号の他に法人番号を有する場合には、その有する法人番号も（この要素を繰り返して）記録してください。		1.3.1.4、1.3.1.5

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
52								Rules									租税に関する法令の規定の施行の状況	IDTypeRules_EnumType		1-n	必須		最終親会社等の所在地国の法令の施行の状況について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR201：最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において 、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（GIR202に該当する場合を除きます。） GIR202：最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し税（当該最終親会社等の所在地国以外の国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額及び当該最終親会社等の所在地国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の両方を計算の基礎とするものに限ります。）を課することとされている場合 GIR203：最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合 GIR204：最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合 GIR205：上記のいずれの場合にも該当しない場合 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　同一の所在地国を所在地国とする最終親会社等、構成会社等又は共同支配会社等については、この要素と#60に記録するものは同一となるように記録してください（GIR204を除きます。）。		1.3.1.2
53								GlobeStatus									最終親会社等の類型	IDTypeGloBEStatus_EnumType		1-n	必須		最終親会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR301：構成会社等 GIR302：導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。） GIR303：導管会社等（GIR302に該当するものを除きます。） GIR304：令第155条の35第３項第５号イに掲げる会社等 GIR306：主たる会社等 GIR310：投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等 GIR311：保険投資会社等 GIR317：モデルルール第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる最終親会社等 ※複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 恒久的施設等を有する構成会社等の記録例： <GlobeStatus>GIR301</GlobeStatus> <GlobeStatus>GIR306</GlobeStatus>		1.3.1.6
54							Art10.3.5										モデルルール第10.3.5条によりQIIRの適用を求める国又は地域	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		当該最終親会社等がモデルルール第10.3.5条により各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとされる場合に、当該相当する税を課する国又は地域の国コードを記録してください。		1.3.1.8
55					CE												特定多国籍企業グループ等に属する会社等（最終親会社等を除く。）及び特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に関する事項を記録します。構成会社等又は共同支配会社等ごとにこの要素を繰り返し入力してください。 ※　当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（最終親会社等を除きます。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る全ての共同支配会社等に係るこの要素に記録すべき事項について、過去対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のこの要素に記録した事項又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当する事項（法第150条の３第３項の規定の適用がある場合に限ります。）のうち、最も新しいものから変更がない場合（過去対象会計年度においてこれらの事項の提供がない場合を除きます。）には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
56						ID											構成会社等又は共同支配会社等の識別情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
57							Name										構成会社等又は共同支配会社等の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	記載対象会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等をいい、当該対象会計年度中に組織構造の変更により除外会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等でなくなったものを含みます。以下同じです。）の名称を記録してください。		1.3.2.1.4
58							ResCountryCode										所在地国	CountryCode_Type		1-n	必須		当該記載対象会社等の所在地国の国コードを記録してください。 ※　所在地国を複数記録することはできません。		1.3.2.1.2
59							TIN										納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		当該記載対象会社等の納税者番号を記録してください。 ※　当該記載対象会社等の所在地国における納税者番号の他に法人番号を有する場合には、その有する法人番号も（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　納税者番号がない場合であっても、「NOTIN」とは記録せず、指定参照番号を記録するようにしてください。ただし、#61にGIR316：除外会社等又はGIR318：非グループ会社等を記録する場合には、この限りではありません。		1.3.2.1.5、 1.3.2.1.6

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
60							Rules										租税に関する法令の規定の適用の状況	IDTypeRules_EnumType		1-n	必須		当該所在地国における法令の適用の状況について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR201：当該所在地国の租税に関する法令において 、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（GIR202に該当する場合を除きます。） GIR202：当該所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し税（当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国以外の国若しくは地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額及び当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の両方を計算の基礎とするものに限ります。）を課することとされている場合 GIR203：当該所在地国の租税に関する法令において、 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合 GIR204：当該所在地国の租税に関する法令 において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合 GIR205：上記のいずれの場合にも該当しない場合 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　同一の所在地国を所在地国とする最終親会社等、構成会社等又は共同支配会社等については、%52とこの要素に記録するものは同一となるように記録してください（GIR204を除きます。）。		1.3.2.1.3
61							GlobeStatus										類型	IDTypeGloBEStatus_EnumType		1-n	必須		当該記載対象会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR301：構成会社等 GIR302：導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。） GIR303：導管会社等（GIR302に該当するものを除きます。） GIR304：令第155条の35第３項第５号イに掲げる会社等 GIR305：恒久的施設等 GIR306：主たる会社等 GIR307：被少数保有親構成会社等 GIR308：被少数保有子構成会社等 GIR309：被少数保有構成会社等 GIR310：投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等 GIR311：保険投資会社等 GIR312：特定目的会社等 GIR313：共同支配親会社等 GIR314：共同支配親会社等に係る共同支配会社等 GIR315：連結除外構成会社等 GIR316：除外会社等 GIR317：モデルルール第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる被部分保有親会社等又は中間親会社等 GIR318：非グループ会社等 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　同一の記載対象会社等について、GIR305とGIR306、GIR307とGIR308又はGIR313とGIR314の両方を記録しないでください。 ※　当該記載対象会社等についてGIR307又はGIR308と記録する場合には、GIR309も（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　GIR305又はGIR308と記録する場合には、GIR306又はGIR307と記録する他の会社等が１つ以上存在する必要があります。 ※　GIR316又はGIR318と記録する場合には、#82を記録する必要があります。また、GIR316又はGIR318と記録する場合には、この要素には、その他の類型を記録しないでください。		1.3.2.1.7、1.3.3.5
62							OwnershipChange										対象会計年度中に生じた組織構造の変更に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該記載対象会社等について、当該対象会計年度中に会社等の区分の変更、所有持分の変更その他の特定多国籍企業グループ等の構造に関する変更（以下「組織構造の変更」といいます。）があった場合に記録します。当該対象会計年度において複数の組織構造の変更があった場合には、この要素を繰り返して記録してください。 ※　組織構造の変更のうち、当該対象会計年度に係る国別実効税率等、会社等別国際最低課税額又は国際最低課税額の計算のいずれかに影響を与える組織構造の変更についてのみ記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
63								ChangeDate									変更の発効日	date		1	必須		当該記載対象会社等に係る組織構造の変更があった日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　この要素に記録する日は、当該対象会計年度内の日である必要があることに注意してください。		1.3.3.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
64							PreGlobeStatus										変更前の類型	IDGlobeStatus_EnumType		1-n	必須		組織構造の変更の直前における当該記載対象会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR701：構成会社等 GIR702：導管会社等（当該導管会社等の収入等が当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。） GIR703：導管会社等（GIR702に該当するものを除きます。） GIR704：令第155条の35第３項第５号イに掲げる会社等 GIR705：恒久的施設等 GIR706：主たる会社等 GIR707：被少数保有親構成会社等 GIR708：被少数保有子構成会社等 GIR709：被少数保有構成会社等 GIR710：投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等 GIR711：保険投資会社等 GIR712：特定目的会社等 GIR713：共同支配親会社等 GIR714：共同支配親会社等に係る共同支配会社等 GIR715：連結除外構成会社等 GIR716：被部分保有親会社等 GIR717：中間親会社等 GIR718：最終親会社等 GIR719：除外会社等 GIR720：モデルルール第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる被部分保有親会社等又は中間親会社等 GIR721：非グループ会社等 ※　例えば、買収などにより新たに当該特定多国籍企業グループ等に属することとなった構成会社等について記録しようとする場合は、GIR721：非グループ会社等に該当することとなります。 ※　複数の区分に該当する場合には、この要素を繰り返して該当するものを全て記録してください。		1.3.3.4
65							PreOwnership										変更前の所有持分の状況			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記載対象会社等の組織構造の変更の直前の所有持分の状況を記録します。複数の会社等が当該記載対象会社等の所有持分を有する場合には、この要素を繰り返して記録してください。 ※　複数の除外会社等（最終親会社等を除きます。）又は複数の非グループ会社等が当該記載対象会社等の所有持分を有する場合には、それぞれ合計して記録してください。 ※　#64にGIR719と記録する場合には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
66								OwnershipType									類型	OwnershipType_EnumType		1	必須		当該記載対象会社等の所有持分の保有の状況について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR801：最終親会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等（最終親会社等を除きます。#66において同じです。）若しくは非グループ会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のいずれにも該当しない会社等をいいます。以下同じです。）を通じて間接に有する場合 GIR802：構成会社等（最終親会社等を除きます。）が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR803：共同支配親会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR804：共同支配親会社等に係る共同支配会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR805：除外会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR806：非グループ会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接に有する場合		1.3.3.6
67								TIN									納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		組織構造の変更の直前において当該記載対象会社等に対する所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する他の会社等の納税者番号を記録してください。 ※　#66にGIR805又はGIR806と記録する場合には、この要素には「NOTIN」と記録してください。		1.3.3.6
68								PreOwnershipPercentage									持分割合（単位：%）	percentage		1	必須		組織構造の変更の直前において、当該他の会社等が直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録してください。 ※　当該他の会社等が除外会社等（最終親会社等を除きます。）である場合には、除外会社等の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録します。ただし、当該合計した割合のうちに他の会社等（除外会社等及び非グループ会社等を除きます。）の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合に含まれるものがある場合には、その含まれる部分を控除した割合を記録してください。 ※　当該他の会社等が非グループ会社等である場合には、非グループ会社等が直接有する当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録します。ただし、当該割合のうちに他の会社等（除外会社等及び非グループ会社等を除きます。）の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合に含まれるものがある場合には、その含まれる部分を控除した割合を記録してください。 ※　当該記載対象会社等が恒久的施設等である場合には、「1」と記録してください。		1.3.3.7
69						Ownership											構成会社等又は共同支配会社等の所有持分の保有の状況			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記載対象会社等の所有持分の状況を記録します。複数の会社等が当該記載対象会社等の所有持分を有する場合には、この要素を繰り返して記録してください。 ※　複数の除外会社等（最終親会社等を除きます。）又は複数の非グループ会社等が当該記載対象会社等の所有持分を有する場合には、それぞれ合計して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
70							OwnershipType									類型	OwnershipType_EnumType		1	必須		当該記載対象会社等の所有持分の保有の状況について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR801：最終親会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等（最終親会社等を除きます。#70において同じです。）若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR802：構成会社等（最終親会社等を除きます。）が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR803：共同支配親会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR804：共同支配親会社等に係る共同支配会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR805：除外会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合 GIR806：非グループ会社等が当該記載対象会社等の所有持分を直接に有する場合 ※　#61にGIR318と記録する場合には、この要素にはGIR806と記録してください。		1.3.2.1.8、1.3.3.6
71							TIN									納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該記載対象会社等に対する所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する他の会社等の納税者番号を記録してください。 ※　#61にGIR318と記録する場合には、この要素には「NOTIN」と記録してください。 ※　#70にGIR801と記録する場合には、この要素に記録する納税者番号は、#44又は#51に記録する納税者番号と一致させてください。 ※　#70にGIR802、GIR803又はGIR804と記録する場合には、この要素に記録する納税者番号は、他の会社等に係るこの要素記録する納税者番号のうちいずれかと一致する必要があります。 ※　#61にGIR305と記録する場合には、この要素に記録する納税者番号は、他の会社等（#61にGIR306と記録する会社等に限ります。）に係るこの要素に記録する納税者番号のうちいずれかと一致する必要があります。		1.3.2.1.9、1.3.3.6
72							OwnershipPercentage									持分割合（単位：%）	percentage		1	必須		当該他の会社等が直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録してください。 ※　当該他の会社等が除外会社等（最終親会社等を除きます。）である場合には、除外会社等の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録します。ただし、当該割合のうちに他の会社等（除外会社等及び非グループ会社等を除きます。）の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合に含まれるものがある場合には、その含まれる部分を控除した割合を記録してください。 ※　当該他の会社等が非グループ会社等である場合には、非グループ会社等が直接有する当該記載対象会社等に対する所有持分の割合を合計した割合を記録します。ただし、当該割合のうちに他の会社等（除外会社等及び非グループ会社等を除きます。）の当該記載対象会社等に対する所有持分の割合に含まれるものがある場合には、その含まれる部分を控除した割合を記録してください。 ※　当該記載対象会社等が恒久的施設等である場合には、「1」と記録してください。 ※　#61にGIR318と記録する場合には、この要素には「0」と記録してください。 ※　この要素には、「0」以外の値を記録してください（#61にGIR318と記録する場合を除きます。）。		1.3.2.1.10、1.3.3.8
73						QIIR										構成会社等が被部分保有親会社等又は中間親会社等である場合に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が課されるか			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　当該記載対象会社等が被部分保有親会社等又は中間親会社等のいずれにも該当しない場合にはこの要素を記録する必要はありません。 ※　当該記載対象会社等に係る#60にGIR201又はGIR202を記録しない場合（つまり、当該記載対象会社等の所在地国において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又はこれに相当する税を課することとされていない場合です。）には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
74							POPE-IPE									親会社等としての類型	POPEIPE_EnumType		1	必須		当該記載対象会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR901：被部分保有親会社等 GIR902：中間親会社等 GIR903：モデルルール第10.3.5条によりQIIRを課することとされる親会社等		1.3.2.1.11
75							Exception									適用除外			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
76								ExceptionRule								適用除外規定			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#77と#78はいずれか一方のみ記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
77									Art2.1.3							各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課される最終親会社等又は他の中間親会社等がある場合	boolean		1	必須（排他）		最終親会社等又は当該記載対象会社等に対する支配持分を直接若しくは間接に有する中間親会社等が当該対象会計年度において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる場合に「1」を記録してください。 ※　この要素を記録する場合には、当該記載対象会社等に係る#74は、GIR902と記録する必要があります。		1.3.2.1.12
78									Art2.1.5							各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課される支配持分を有する他の被部分保有親会社等がある場合	boolean		1	必須（排他）		当該対象会計年度において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該記載対象会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合に「1」を記録してください。 ※　この要素を記録する場合には、当該記載対象会社等に係る#74は、GIR901と記録する必要があります。		1.3.2.1.13
79								TIN								他の親会社等の納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		#77又は#78に記録するものに応じ、当該最終親会社等若しくは当該中間親会社等又は当該他の被部分保有親会社等の納税者番号を記録してください。 ※　この要素に記録する納税者番号は、#51又は他の会社等に係る#59に記録する納税者番号と一致する必要があります。		1.3.2.1.12、1.3.2.1.13
80						QUTPR										UTPRに基づく税は課されるか			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　当該記載対象会社等の属するサブグループに対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税の課税権を有する国又は地域がない場合には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
81							Art9.3									国際的な事業活動の初期段階における適用免除の適用を受けるか	boolean		1	必須		当該記載対象会社等が当該対象会計年度において令和８年新法人税法第82条の11第３項の規定に相当する規定又はモデルルール第9.3.5.a条に相当する規定の適用を受ける場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		1.3.2.1.14
82							AggOwnership									各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課される親会社等の当該構成会社等に係る持分割合の合計等（単位：%）	percentage		0-1	条件付必須		当該記載対象会社等が構成会社等である場合……当該記載対象会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する所有持分の合計が当該構成会社等の所有持分の全部のうちに占める割合を記録してください。 当該記載対象会社等が共同支配会社等である場合……当該記載対象会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等の法第82条の２第１項第３号イ若しくはロ又は第４号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗ずべき割合を乗じて計算した金額の合計額が当該会社等別国際最低課税額のうちに占める割合を記録してください。 ※　#81に「1」と記録する場合には、この欄を記録する必要はありません。 ※　最終親会社等が当該記載対象会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされている場合又は当該記載対象会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等若しくは被部分保有親会社等が当該構成会社等若しくは共同支配会社等の所有持分の全部を直接若しくは間接に有する場合には、この欄を記録する必要はありません。 ※　当該記載対象会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等がない場合には「0」と記録してください。		1.3.2.1.15

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
83							UPEOwnership									最終親会社等の当該構成会社等に係る請求権割合はQIIRを課される親会社等の当該構成会社等に係る請求権割合を超えるか	boolean		0-1	条件付必須		当該構成会社等について令和８年新法人税法第82条の11第２項第１号イ又はロに掲げる場合に相当する場合のいずれにも該当しない場合又は当該共同支配会社等について同項第２号イ及びロに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額に満たない場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		1.3.2.1.16
84					ExcludedEntity											除外会社等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等に関する事項を報告する場合に使用します。複数の除外会社等を報告する場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
85						Name										除外会社等の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	当該特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等の名称を記録してください。		1.3.2.2.2
86						Type										除外会社等の類型	ExcludedEntity_EnumType		1	必須		当該除外会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1001：政府関係会社等 GIR1002：国際機関関係会社等 GIR1003：非営利会社等 GIR1004：年金基金 GIR1005：最終親会社等である投資会社等 GIR1006：最終親会社等である不動産投資会社等 GIR1007：規則第38条の10第５項第１号に掲げる会社等 GIR1008：規則第38条の10第５項第２号に掲げる会社等		1.3.2.2.3
87						Change										前対象会計年度からの変更はあるか	boolean		1	必須		#85及び#86について、前対象会計年度から変更がある場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。 ※　当該対象会計年度の終了の日において判定します。 ※　初めて特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する場合には「1」を記録してください。		1.3.2.2.1
88					UnreportChangeCorpStr											当該対象会計年度中に生じた組織構造の変更の全てについて、国別実効税率等、会社等別国際最低課税額又は国際最低課税額の計算に影響しない場合に該当するか	boolean		0-1	条件付必須		当該対象会計年度中にあった組織構造の変更が、当該対象会計年度に係る国別実効税率等、会社等別国際最低課税額及び国際最低課税額の計算のいずれにも影響を与えない場合（当該対象会計年度中に２以上の組織構造の変更があった場合には、それらの全てがこれらの計算に影響を与えない場合に限ります。）には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		1.3.3.a
89				AdditionalDataPoint												追加報告事項（共通セクション）			0-n	任意		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、法令等により「共通セクション」に関して追加的な事項の報告が求められる場合にのみ記録します。 ※　我が国においては、この記録要領の公表日現在、「共通セクション」に関して追加的な事項の報告は求めていません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
90					Description											説明	StringMin1Max170_Type		0-1	任意	170	追加報告事項の内容について記録してください。 ※　この要素は、追加的報告事項を記録する場合には、必ず記録してください。		
91					Amount											数値	integer		0-1	任意		追加報告事項が金額又は数値である場合に記録してください。		
92					Percentage											割合	percentage		0-1	任意		追加報告事項が割合である場合に記録してください。		
93					Text											文字列	StringMin1Max4000_Type		0-1	任意	4000	追加報告事項が文字列である場合に記録してください。		
94					Boolean											真偽値	boolean		0-1	任意		追加報告事項が真偽値である場合に記録してください。		
95				DocSpec												文書情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
96					DocTypeIndic											提供区分	OECDDocTypeIndic_EnumType		1	必須		この「GeneralSection」レコードの属性を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 新規の場合:OECD1 修正の場合:OECD2 削除の場合:OECD3 【留意事項】 １「OECD0」は使用しないでください。 ２ 他の「DocTypeIndic」(#31、#123、#558、#579)に「OECD1」を記録する場合には、この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録することはできませせん。また、他の「DocTypeIndic」に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。 ３ この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、#98に修正/削除の対象となる文書IDを必ず記録してください。 ４ #31(「FilingInfo」の「提供区分」)に「OECD0」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。		
97					DocRefId											文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	「GeneralSection」レコードには、固有の文書ＩＤを設定する必要があります。 文書ＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 メッセージID（22桁）数字（4桁） 【留意事項】 １．メッセージID（22桁）は、レコード種別１「MessageSpec」のメッセージＩＤと同一にしてください。 ２．通常、文書IDは一つの特定多国籍企業グループ等報告事項等で複数設定されます。 その際、文書IDが重複しないよう数字（４桁）を調整してください。 ３．「GeneralSection」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「GeneralSection」レコードの文書ＩＤを#98「CorrDocRefId」に入力してください。		
98					CorrDocRefId											参照文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	「GeneralSection」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「GeneralSection」レコードの文書IDを入力してください。 【留意事項】 １　「提供区分」が「修正（OECD2）」又は「削除（OECD3）」の場合、必須入力となります。 ２　「提供区分」が「新規（OECD1）」の場合、記録しないでください。 ３　この要素を含む「CorrDocRefId」要素（#33、#98、#125、#560、#581）について、同一の文書IDを2回以上記録しないでください。 ４　過去に「提供区分」を「削除（OECD3）」として提供したことがある場合には、そのレコードの文書ID及び削除の対象となった文書IDを記録することはできません。また、過去に「提供区分」を「修正（OECD2）」として提供したレコードがある場合には、これらのうち最も新しいものの文書IDを記録してください。		
99			Summary													国別実効税率等の水準等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、サブグループごとに記録します。サブグループが複数ある場合には、サブグループごとにこの要素を繰り返して記録してください。 ※　同一の所在地国に複数のサブグループがある場合には、同一の所在地国について、サブグループの数だけこの要素を繰り返して記録することとなります。「所在地国別セクション」とは記録方法が異なりますのでご注意ください。	この項目は記録を要しません。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
100				RecJurCode													税務当局間での情報交換により「国別実効税率等の水準等に関する事項」を受領する国又は地域	CountryCode_Type		1-n	必須		我が国がこの繰り返し回次の「国別実効税率等の水準等に関する事項」に記録された情報を提供すべき国又は地域の国コードを全て記録してください。 ※　この要素には、#20（提供法人の類型）にGIR403、GIR404又はGIR405を記録する場合（すなわち、いわゆるローカルファイリングを行う場合）には、「JP」以外を記録することはできません。 【留意事項】 １．「RecJurCode」自体を修正する場合には、既に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等を削除する内容の特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供した上で、新規で正しい「RecJurCode」を記録した特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供してください。 ２．「RecJurCode」以外の項目を修正する場合で、「RecJurCode」自体の修正が無い場合は、直前に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等の「RecJurCode」と同一の値を記録してください。		
101				Jurisdiction													所在地国			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
102					JurisdictionName												所在地国の名称	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		所在地国の国コードを記録してください。		1.4.1
103					Subgroup												サブグループに関する情報			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※この要素は、#102に記録する所在地国に複数のサブグループがある場合に記録します。この場合には、「所在地国別セクション」の当該所在地国に係る#152にも同様にサブグループに関する情報を記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
104						TIN											サブグループの識別情報	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。当該構成会社等又は共同支配会社等が複数ある場合には、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。		1.4.3
105						TypeofSubGroup											サブグループの類型	TypeofSubGroup_EnumType		1-n	必須		当該サブグループの類型について、以下の中から該当するコードを記録してください。 GIR1101：構成会社等から成る場合 GIR1102：被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は被少数保有親共同支配会社等若しくは被少数保有子共同支配会社等から成る場合 GIR1103：法第82条の２第３項第１号に規定する被少数保有構成会社等又は同条第５項第１号に規定する被少数保有共同支配会社等である場合 GIR1104：各種投資会社等から成る場合 GIR1105：共同支配会社等から成る場合 GIR1106：無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録します。		1.4.2
106				JurWithTaxingRights													課税権を有することとなる国又は地域の名称			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
107					JurisdictionName												国又は地域の名称	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		当該サブグループに対して課税権を有する国又は地域の国コードを記録してください。 ※　#109から#115までの各要素のうちいずれかを記録する場合には、この要素を必ず記録してください。		1.4.4
108					DiffDomesticTut												各国内法に基づき生じたトップアップ税額	GlobeTuT_EnumType		0-1	条件付必須		#107に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の合計額に相当する金額が当該サブグループに係る#464に記録する金額と異なる場合に、当該相当する金額の平均額について以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1501：なし GIR1502：100万ユーロ未満 GIR1503：100万ユーロ以上500万ユーロ未満 GIR1504：500万ユーロ以上2,500万ユーロ未満 GIR1505：2,500万ユーロ以上5,000万ユーロ未満 GIR1506：5,000万ユーロ以上7,500万ユーロ未満 GIR1507：7,500万ユーロ以上１億ユーロ未満 GIR1508：１億ユーロ以上２億5,000万ユーロ未満 GIR1509：２億5,000万ユーロ以上		1.4.9
109				SafeHarbour													セーフ・ハーバー又は適用免除等の規定の適用を受けるか	SafeHarbour_EnumType		0-n	条件付必須		当該所在地国において適用を受けるセーフ・ハーバー等の規定について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1201：法第82条の２第７項（令第155条の55第３項の規定の適用を受ける場合を除きます。）の規定 GIR1202：法第82条の２第６項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定 GIR1203：令和５年改正法附則第14条第１項（第１号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第１号に係る部分に限ります。）の規定 GIR1204：令和５年改正法附則第14条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第２号に係る部分に限ります。）の規定 GIR1205：令和５年改正法附則第14条第１項（第３号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第３号に係る部分に限ります。）の規定 GIR1206：2023年７月にＯＥＣＤ/Ｇ20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」において承認された執行ガイダンス（Administrative Guidance）における“Transitional UTPR Safe Harbour”に相当する規定 GIR1207:法第82条の２第７項（令第155条の55第３項の規定の適用を受ける場合に限ります。）の規定 GIR1208：法第82条の２第８項（第１号に係る部分に限ります。）の規定 GIR1209：法第82条の２第８項（第２号に係る部分に限ります。）の規定 ※GIR1202と記録する場合において、当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算についてセーフ・ハーバー等の規定を適用するときは、当該適用する規定に応じて上記のコードの中から該当するものをこの要素を繰り返して記録してください。 ※　当該対象会計年度の終了の日（#27）が2028年（令和10年）12月31日後である場合には、GIR1203、GIR1204又はGIR1205と記録することはできません。 ※　当該対象会計年度の終了の日（#27）が2026年（令和８年）12月31日後である場合には、GIR1206と記録することはできません。 ※　GIR1206は、#107に最終親会社等の所在地国を記録する場合にのみ記録することができます。 ※　#22にGIR502又はGIR504と記録する場合には、GIR1207、GIR1208又はGIR1209と記録することはできません。		1.4.5

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
110				ETRRange													国別実効税率等の水準等に関する事項	ETRRange_EnumType		0-1	条件付必須		当該サブグループの国別実効税率等の水準について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1301：2.5%未満 GIR1302：2.5%以上5%未満 GIR1303：5%以上7.5%未満 GIR1304：7.5%以上10%未満 GIR1305：10%以上12.5%未満 GIR1306：12.5%以上15%未満 GIR1307：15%以上17.5%未満 GIR1308：17.5%以上20%未満 GIR1309：20%以上22.5%未満 GIR1310：22.5%以上25%未満 GIR1311：25%以上27.5%未満 GIR1312：27.5%以上30%未満 GIR1313：30%以上 GIR1314：国別実効税率等の計算を要しない場合 ※　#106を記録する場合において、#109を記録しないとき又は#109にGIR1202若しくはGIR1206と記録するときには、この要素は、必ず記録してください。 ※　セーフ・ハーバーの適用等により国別実効税率等の計算を要しない場合には、GIR1314を報告してください。		1.4.6
111				SBIE													実質ベース所得除外額			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#106を記録する場合において、#109を記録しないとき又は#109にGIR1202若しくはGIR1206と記録するときには、この要素は、必ず記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
112					NotApplicable												不適用	boolean		1	必須		当該サブグループの国別グループ純所得の金額から控除する金額（いわゆる「実質ベース所得除外額」）がない場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		1.4.7
113					NoTut												実質ベース所得除外額を控除した結果、税額が生じないこととなるか	boolean		1	必須		当該サブグループの国別グループ純所得の金額から控除する金額（いわゆる「実質ベース所得除外額」）がある場合において、当期国別国際最低課税額が０である場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		1.4.7
114				QDMTTut													支払うべき自国内最低課税額に係る税の額の水準	QDMTTuT_EnumType		0-1	条件付必須		当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の金額の合計額の水準について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1401：なし GIR1402：100万ユーロ未満 GIR1403：100万ユーロ以上500万ユーロ未満 GIR1404：500万ユーロ以上2,500万ユーロ未満 GIR1405：2,500万ユーロ以上5,000万ユーロ未満 GIR1406：5,000万ユーロ以上7,500万ユーロ未満 GIR1407：7,500万ユーロ以上１億ユーロ未満 GIR1408：１億ユーロ以上２億5,000万ユーロ未満 GIR1409：２億5,000万ユーロ以上 ※　#106を記録する場合において、#109を記録しないとき又は#109にGIR1202若しくはGIR1206と記録するときには、この要素は、必ず記録してください。		1.4.8
115				GLoBETut													会社等別国際最低課税額の合計額の水準	GlobeTuT_EnumType		0-1	条件付必須		当該サブグループの会社等別国際最低課税額の合計額の水準について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1501：なし GIR1502：100万ユーロ未満 GIR1503：100万ユーロ以上500万ユーロ未満 GIR1504：500万ユーロ以上2,500万ユーロ未満 GIR1505：2,500万ユーロ以上5,000万ユーロ未満 GIR1506：5,000万ユーロ以上7,500万ユーロ未満 GIR1507：7,500万ユーロ以上１億ユーロ未満 GIR1508：１億ユーロ以上２億5,000万ユーロ未満 GIR1509：２億5,000万ユーロ以上 ※　#106を記録する場合において、#109を記録しないとき又は#109にGIR1206と記録するときには、この要素は、必ず記録してください。		1.4.9
116				AdditionalDataPoint													追加報告事項（国別実効税率等の水準等に関する事項）			0-n	任意		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、法令等により「共通セクション」に関して追加的な事項の報告が求められる場合にのみ記録します。 ※　我が国においては、この記録要領の公表日現在、「共通セクション」に関して追加的な事項の報告は求めていません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
117						Description											説明	StringMin1Max170_Type		0-1	任意	170	追加報告事項の内容について記録してください。 ※　この要素は、追加的報告事項を記録する場合には、必ず記録してください。		
118						Amount											数値	integer		0-1	任意		追加報告事項が金額又は数値である場合に記録してください。		
119						Percentage											割合	percentage		0-1	任意		追加報告事項が割合である場合に記録してください。		
120						Text											文字列	StringMin1Max4000_Type		0-1	任意	4000	追加報告事項が文字列である場合に記録してください。		
121						Boolean											真偽値	boolean		0-1	任意		追加報告事項が真偽値である場合に記録してください。		
122				DocSpec													文書情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
123						DocTypeIndic											提供区分	OECDDocTypeIndic_EnumType		1	必須		この「Summary」レコードの属性を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 新規の場合：OECD1 修正の場合：OECD2 削除の場合：OECD3 【留意事項】 1 「OECD0」は使用しないでください。 2 他の「DocTypeIndic」(#31、#96、#558、#579)に「OECD1」を記録する場合には、この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録することはできませせん。また、他の「DocTypeIndic」に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。 3 この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、#125に修正/削除の対象となる文書IDを必ず記録してください。		

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
124					DocRefId												文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	各「Summary」レコードには、固有の文書ＩＤを設定する必要があります。 文書ＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 メッセージID（22桁）数字（4桁） 【留意事項】 １．メッセージID（22桁）は、レコード種別１「MessageSpec」のメッセージＩＤと同一にしてください。 ２．通常、文書IDは一つの特定多国籍企業グループ等報告事項等で複数設定されます。 その際、文書IDが重複しないよう数字（４桁）を調整してください。 ３．「Summary」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「Summary」レコードの文書ＩＤを#125「CorrDocRefId」に入力してください。		
125					CorrDocRefId												参照文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	「Summary」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「Summary」レコードの文書IDを入力してください。 【留意事項】 １　「提供区分」が「修正（OECD2）」又は「削除（OECD3）」の場合、必須入力となります。 ２　「提供区分」が「新規（OECD1）」の場合、記録しないでください。 ３　この要素を含む「CorrDocRefId」要素（#33、#98、#125、#560、#581）について、同一の文書IDを2回以上記録しないでください。 ４　過去に「提供区分」を「削除（OECD3）」として提供したことがある場合には、そのレコードの文書ID及び削除の対象となった文書IDを記録することはできません。また、過去に「提供区分」を「修正（OECD2）」として提供したレコードがある場合には、これらのうち最も新しいものの文書IDを記録してください。		
126			JurisdictionSection														所在地国別セクション			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、所在地国ごとに記録します。所在地国が複数ある場合には、所在地国ごとにこの要素を繰り返して記録してください。	この項目は記録を要しません。	
127				RecJurCode													税務当局間での情報交換により「所在地国別セクション」を受領する国又は地域	CountryCode_Type		1-n	必須		我が国がこの繰り返し回次の「所在地国別セクション」に記録された情報を提供すべき国又は地域の国コードを全て（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　この要素には、#20（提供法人の類型）にGIR403、GIR404又はGIR405を記録する場合（すなわち、いわゆるローカルファイリングを行う場合）には、「JP」以外を記録することはできません。 【留意事項】 １．「RecJurCode」自体を修正する場合には、既に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等を削除する内容の特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供した上で、新規で正しい「RecJurCode」を記録した特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供してください。 ２．「RecJurCode」以外の項目を修正する場合で、「RecJurCode」自体の修正が無い場合は、直前に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等の「RecJurCode」と同一の値を記録してください。		
128				Jurisdiction													所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国の国コードを記録してください。		2.1.1、3.1.1
129				JurWithTaxingRights													課税権を有することとなる国又は地域の名称			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※#128に記録する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に対して課税権を有する国又は地域ごとに（この要素を繰り返して）記録します。また、当該所在地国に複数のサブグループがある場合には、サブグループごとに（さらにこの要素を繰り返して）記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
130					JurisdictionName												国又は地域の名称	CountryCode_Type		1	必須		#128に記録する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に対して課税権を有する国又は地域の国コードを記録してください。		2.1.4、3.1.4
131					Subgroup												サブグループに関する情報			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、#128に記録する所在地国に複数のサブグループがある場合に記録します。ただし、#134を記録しない場合にはこの要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
132						TIN											サブグループの識別情報	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。当該構成会社等又は共同支配会社等が複数ある場合には、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。		2.1.3、3.1.3
133						TypeofSubGroup											サブグループの類型	TypeofSubGroup_EnumType		1-n	必須		当該サブグループの類型について、以下の中から該当するコードを記録してください。 GIR1101：構成会社等から成る場合 GIR1102：被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は被少数保有親共同支配会社等若しくは被少数保有子共同支配会社等から成る場合 GIR1103：法第82条の２第３項第１号に規定する被少数保有構成会社等又は同条第５項第１号に規定する被少数保有共同支配会社等である場合 GIR1104：各種投資会社等から成る場合 GIR1105：共同支配会社等から成る場合 GIR1106：無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録します。		2.1.2、3.1.2
134					ReportDifference												差異の報告			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#128に記録する所在地国について単一の国若しくは地域のみが課税権を有する場合又は当該サブグループについてQDMTTセーフ・ハーバーを適用する場合には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
135						ETRDifference											国別実効税率等の差異	percentage		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに係る国別実効税率等に相当する割合が当該サブグループに係る#314に記録する割合と異なる場合に当該相当する割合を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.5
136						AdjCoveredTaxDifference											調整後対象租税額等の差異			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#135を記録しない場合には、この要素を記録する必要はありません。 ※　#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の調整後対象租税額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#317に記載する金額と異ならない場合には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
137							AggCurrentTaxExpense										当期対象租税額の差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の今第155条の35第２項第１号に掲げる金額（同条第３項第８号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める特定対象租税金額を含まないものとします。）に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#318に記録する金額と異なる場合に当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.12
138							QRTCExpense										当期法人税の額から控除されている適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の今第155条の35第２項第２号ハに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#321を「GIR2704」として#320に記録する金額と異なる場合に当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.13
139							OtherTaxCredits										その他の税額控除額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の今第155条の35第２項第３号ロに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#321を「GIR2707」として#320に記録する金額と異なる場合に当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.14

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
140							DeferTaxExpense									繰延対象租税額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る法人税等調整額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#350に記録する金額と異なる場合に当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.15
141						NetGLoBEDifference										国別グループ純所得（損失）の金額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#303に記録する金額と異なる場合には当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合には、この要素を記録する必要はありません。 ※　#135を記録しない場合には、この要素を記録する必要はありません。		3.1.7
142						SBIEDifference										実質ベース所得除外額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに係る法第82条の２第２項第１号イ(1)又は第４項第１号イ(1)に掲げる金額に相当する金額が当該サブグループに係る#399に記録する金額と異なる場合に当該相当する金額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。 ※　#135を記録しない場合には、この要素を記録する必要はありません。 ※　上記の「法第82条の２第２項第１号イ(2)又は第４項第１号イ(2)に掲げる金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額のことです。		3.1.8
143						AddCurrentTuTDifference										再計算国際最低課税額等に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに係る法第82条の２第２項第１号ロ若しくは第２号イに掲げる金額、同項第３号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第４号ロ若しくは第５号イに掲げる金額若しくは同項第６号イ及びハに掲げる金額の合計額又は同条第４項第１号ロ若しくは第２号イに掲げる金額、同項第３号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第４号ロ若しくは第５号イに掲げる金額若しくは同項第６号イ及びハに掲げる金額の合計額に相当する金額が当該サブグループに係る#445及び#450に記録する金額の合計額と異なる場合に当該相当する金額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。 ※　上記の「法第82条の２第２項第１号ロ若しくは第２号イに掲げる金額、同項第３号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第４号ロ若しくは第５号イに掲げる金額若しくは同項第６号イ及びハに掲げる金額の合計額又は同条第４項第１号ロ若しくは第２号イに掲げる金額、同項第３号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第４号ロ若しくは第５号イに掲げる金額若しくは同項第６号イ及びハに掲げる金額の合計額」とは、再計算国際最低課税額といわゆる永久差異調整に係る国別国際最低課税額との合計額です。		3.1.9
144						TuTDifference										国別国際最低課税額等に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#464に記録する金額と異なる場合に当該合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.10
145						ElectionsDifference										特例の適用の選択に係る差異	StringMin1Max4000_Type		0-1	条件付必須	4000	#130に記録する国又は地域の租税に関する法令における当該サブグループに係る当期国別国際最低課税額に相当する金額の計算等において適用しようとする又は適用することをやめようとする特例と当該サブグループに係る#486から#519までに記録する特例の適用の選択に関する事項とに差異がある場合に当該差異の内容を記録してください。		3.1.11
146						QRTCIncome										適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額に係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の18第２項第12号に掲げる金額から同条第３項第11号に掲げる金額を減算した金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る#306を「GIR2014」として#305に記録する金額と異なる場合に当合計額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。 ※　#141を記録しない場合にはこの要素を記録する必要はありません。		3.1.16
147						ExcessNegTaxCarryForw										負の国別調整後対象租税額の繰越しに係る差異	integer		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により計算した当該サブグループに係る法第82条の２第２項第１号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第４号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額又は同条第４項第１号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第４号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額に相当する金額が当該サブグループに係る#469に記録する金額と異なる場合に当該相当する金額を記録してください。 ※　異ならない場合にはこの要素を記録する必要はありません。 ※　上記の「法第82条の２第２項第１号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第４号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額又は同条第４項第１号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第４号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額」とは、いわゆる翌期に繰り越す負の国別調整後対象租税額のことです。		3.1.17
148						TransitionDifference										移行対象会計年度に係る差異	boolean		0-1	条件付必須		#130に記録する国又は地域の租税に関する法令により当該サブグループにつき#375から#390までを記録するとした場合に記録されることとなる事項が当該サブグループに係る#375から#390までに記録する事項と異なる場合には「1」と、異ならない場合には「0」と記録してください。		3.1.18
149				LocalCurrency												現地通貨	currCode_Type		0-1	条件付必須		この繰り返し回次の所在地国別セクションに記録する事項の通貨の単位が#24に記録するものと異なる場合に、その使用する通貨の通貨コードを記録してください。		
150				GLoBETax												国際最低課税額計算			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
151					ETR											国別実効税率等に関する情報			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　同一の所在地国にある複数のサブグループについて国別実効税率等の計算に関する事項を提供する場合には、サブグループごとにこの要素を繰り返して記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
152						SubGroup										サブグループに関する情報			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　同一の所在地国にサブグループが複数ない場合には、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
153							TIN									サブグループの識別情報（該当する場合）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が複数ある場合には、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。		2.1.3、3.1.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
154							TypeofSubGroup											サブグループの類型（該当する場合）	ETRTypeofSubGroup_EnumType		1-n	必須		当該サブグループの類型について、以下の中から該当するコードを記録してください。 GIR1601：構成会社等から成る場合 GIR1602：被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は被少数保有親共同支配会社等若しくは被少数保有子共同支配会社等から成る場合 GIR1603：法第82条の２第３項第１号に規定する被少数保有構成会社等又は同条第５項第１号に規定する被少数保有共同支配会社等である場合 GIR1604：各種投資会社等から成る場合 GIR1605：共同支配会社等から成る場合 GIR1606：無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合 GIR1607：令和５年改正法附則第14条第１項の規定により当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第１号から第３号までに掲げる金額が０とされる所在地国を所在地国とする構成会社等である場合（無国籍構成会社等である場合には、令和５年改正法附則第14条第１項の規定により当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第４号から第６号までに掲げる金額が０とされる構成会社等である場合） GIR1608：令和５年改正法附則第14条第３項の規定により当該対象会計年度に係る法第82条の２第４項第１号から第３号までに掲げる金額が０とされる所在地国を所在地国とする共同支配会社等である場合（無国籍共同支配会社等である場合には、令和５年改正法附則第14条第３項の規定により当該対象会計年度に係る法第82条の２第４項第４号から第６号までに掲げる金額が０とされる共同支配会社等である場合） GIR1609：2023年７月にＯＥＣＤ/Ｇ20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」において承認された執行ガイダンス（Administrative Guidance）における“Transitional UTPR Safe Harbour”に相当する規定の適用を受ける場合 ※　複数該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。		2.1.2、3.1.2
155						ETRStatus												国別実効税率等のステータス			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素を記録する場合には、少なくとも#156又は#176のいずれか一方は必ず記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
156							ETRException											国別実効税率等の計算の適用除外			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
157								Deminimis-SimplifiedNMCECalc										当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、#158のいずれかの場合に該当する場合に記録します。すなわち、「デミニマス除外の適用を受ける場合」又は「連結除外構成会社等に係る適用免除基準の適用を受ける一定の場合」のいずれかの場合に記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
158									Basis									根拠規定	DeminimisSimpleBasis_EnumType		1	必須		以下の場合の区分に応じ、以下のいずれかのコードを記録してください。 GIR2901：当該特定多国籍企業グループ等が当該サブグループの法第82条の２第２項第１号イに規定する当期国別国際最低課税額又は同条第４項第１号イに規定する当期国別国際最低課税額の計算につき同条第７項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（令第155条の55第３項の規定の適用を受ける場合を除きます。） GIR2902：当該サブグループにつき#470から#485までを記録する場合（#128に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等以外の構成会社等又は令第155条の55第３項の規定の適用を受けない連結除外構成会社等がある場合に限ります。）		2.2.2
159									FinancialData									期別金額			1-3	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度又は当該対象会計年度の２対象会計年度前の対象会計年度について、それぞれこの要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
160										Year								対象会計年度	date		1	必須		収入金額等（#161から#164まで）を報告する対象会計年度（当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度又は当該対象会計年度の２対象会計年度前の対象会計年度の別）開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。		
161										Revenue								調整前の収入金額	integer		0-1	条件付必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等（各種投資会社等を除きます。）の#160に記録する対象会計年度に係る収入金額等（売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額をいいます。）の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等（各種投資会社等を除きます。）及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の収入金額等の合計額を記録してください。		2.2.2.1
162										GlobeRevenue								調整後の収入金額	integer		1	必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等の#160に記録する対象会計年度に係る収入金額等につき規則第38条の44第１項（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する令第155条の16から第155条の18までの規定の例により計算した金額の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の#160に記録する対象会計年度に係る収入金額等につき規則第38条の45第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する令第155条の16から第155条の18までの規定の例により計算した金額の合計額を記録してください。		2.2.2.2
163										NetGlobeIncome								所在地国所得等の金額	integer		1	必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等の#160に記録する対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を減算した金額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該所在地国を所在地国とする当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等 の#160に記録する対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を減算した金額を記録してください。		2.2.2.4
164										FANIL								調整前所在地国所得等の金額	integer		1	必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等の#160に記録する対象会計年度に係る税引後当期純損益金額若しくは恒久的施設等純損益金額の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の#160に記録する対象会計年度に係る税引後当期純損益金額若しくは恒久的施設等純損益金額の合計額を記録してください。		2.2.2.3
165									Average									３期平均			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
166										Revenue								調整前の収入金額	integer		0-1	条件付必須		各対象会計年度の#161に記録する金額（その期間が１年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前２対象会計年度の数で除して計算した金額を記録してください。		2.2.2.1.d
167										GlobeRevenue								調整後の収入金額	integer		1	必須		各対象会計年度の#162に記録する金額（その期間が１年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前２対象会計年度の数で除して計算した金額を記録してください。		2.2.2.2.d
168										NetGlobeIncome								所在地国所得等の金額	integer		1	必須		各対象会計年度の#163に記録する金額（その期間が１年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前２対象会計年度の数で除して計算した金額を記録してください。		2.2.2.4.d
169										FANIL								調整前所在地国所得等の金額	integer		1	必須		各対象会計年度の#164に記録する金額（その期間が１年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前２対象会計年度の数で除して計算した金額を記録してください。		2.2.2.3.d
170								TransitionalCbCRSafeHarbour										移行期間CbCRセーフ・ハーバーに関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに係る#109にGIR1203、GIR1204又はGIR1205を記録する場合（つまり、令和５年改正法附則第14条第１項又は第３項の規定（いわゆる「移行期間CbCRセーフ・ハーバー」）の適用を受ける場合です。）に記録します。 ※　この要素を記録する場合には、当該サブグループに係る#154には、GIR1607又はGIR1608と記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
171									Revenue							収入金額	integer		0-1	条件付必須		令和５年改正法附則第14条第１項（第１号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第１号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1203と記録する場合です。）における当該対象会計年度に係る国別報告事項（連結等財務諸表を基礎として作成されたものに限ります。以下同じです。）若しくはこれに相当する事項として提供された当該所在地国に係る収入金額又は当該サブグループに属する共同支配会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表に記載された売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額を記録してください。 ※　当該所在地国を所在地国とする構成会社等に係るこの欄に記録する金額とその会社等の持分が譲渡することを目的として保有されていることにより国別報告事項にその情報が含まれない当該所在地国を所在地国とする構成会社等の令和５年改正法附則第14条第1項第１号イに規定する財務省令で定める金額との合計額が1,000万ユーロ以上である場合には、同条第１項（第１号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第１号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けることはできません。		2.2.1.3.a.1
172										Profit						調整後税引前当期利益（損失）の額	integer		1	必須		令和５年改正法附則第14条第１項又は同条第３項の規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1203、GIR1204又はGIR1205と記録する場合です。）における当該対象会計年度の当該所在地国に係る同条第１項第１号ロに規定する調整後税引前当期利益の額（国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）又は当該対象会計年度に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の同条第３項第１号ロに規定する調整後税引前当期利益の額を記録してください。		2.2.1.3.a.2
173									IncomeTax							簡素な計算に基づく対象租税の額	integer		0-1	条件付必須		令和５年改正法附則第14条第１項（第２号に係る部分に限ります。）又は同条第３項（第２号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1204と記録する場合です。）における当該対象会計年度に係る同条第１項第２号イ又は第３項第２号イに掲げる金額を記録してください。		2.2.1.3.a.3
174									UTPRSafeHarbour							移行期間UTPRセーフ・ハーバーに関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、2023年７月にＯＥＣＤ/Ｇ20「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」において承認された執行ガイダンス（Administrative Guidance）における“Transitional UTPR Safe Harbour”に相当する規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1206と記録する場合です。）に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
175									CITRate							法人所得税率	percentage		1	必須		最終親会社等の所在地国における会社等の所得に対して課される租税の税率を記録してください。		2.2.1.3.b.1
176							ETRComputation									国別実効税率等の計算			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
177								CEComputation								会社等別の計算			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の個別計算所得等の金額の計算に関する事項等を構成会社等又は共同支配会社等ごとに繰り返して記録します。記録の対象とする構成会社等又は共同支配会社等（以下「記録対象会社等」といいます。）は、#253で特定します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
178									AdjustedFANIL							当期純損益金額			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、記録対象会社等の当該対象会計年度に係る当期純損益金額の計算に関する事項について記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
179										Total						調整後当期純損益金額	integer		1	必須		記録対象会社等の当該対象会計年度に係る当期純損益金額を記録してください。 ※　この欄に記録する金額は、恒久的施設等と恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等との間の調整や導管会社等に係る調整後の金額であることに注意してください。また、#212から#214までに記録する調整に当期純損益金額に係る調整額が含まれている場合にはその調整をする前の金額を記録してください。 ※　この欄に記録する金額は、#180に記録する金額（調整前当期純損益金額）に#186に記録する金額（加算額）の合計額を加算した金額から#187に記録する金額（減算額）の合計額を減算した金額と一致する必要があります。		3.2.4.1.a.2、 3.2.4.1.b.8
180										FANIL						調整前当期純損益金額	integer		1	必須		記録対象会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を記録してください。 ※　恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前の金額であることに注意してください。		3.2.4.1.b.2
181										Adjustment						当期純損益金額に係る調整			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
182											MainEntityPEandFTE					本店と恒久的施設等との間の当期純損益金額の調整及び導管会社等に係る当期純損益金額の計算に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、記録対象会社等が次に掲げる規定の適用を受ける場合（当該記録対象会社等に係る主たる会社等が令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記録します。 イ　令第155条の16第12項から第14項までの規定 ロ　令第155条の17第１項（同条第７項において準用する場合を含みます。）の規定 ハ　令第155条の30第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項において準用する場合を含みます。）の規定 ※　複数の調整がある場合には、全ての調整を（この要素を繰り返して）記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
183												Basis				根拠規定	MainEntityPEandFTEBasis_EnumType		1	必須		記録対象会社等が該当する場合について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1701：次に掲げる場合 イ　当該記録対象会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合（GIR1703イに掲げる場合を除きます。） ロ　当該記録対象会社等が恒久的施設等であり、かつ、当該記録対象会社等に係る主たる会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合（GIR1703ロに掲げる場合を除きます。） ハ　当該記録対象会社等が令第155条の30第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合 GIR1702：当該記録対象会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第13項の規定の適用を受ける場合 GIR1703：次に掲げる場合 イ　当該記録対象会社等（導管会社等に限ります。）が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合 ロ　当該記録対象会社等が恒久的施設等であり、かつ、当該記録対象会社等に係る導管会社等である主たる会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合 GIR1704：当該記録対象会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第14項又は第155条の17第１項の規定の適用を受ける場合		3.2.4.1.b.3
184												OtherTIN				調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		#183に記録するものの区分に応じ、調整の相手方の納税者番号を記録してください。 ※　#183にGIR1702と記録する場合には、調整の相手方の納税者番号を提供する必要はありません。		3.2.4.1.b.4
185												ResCountryCode				調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の名称	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		#184に記録する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の国コードを記録してください。		3.2.4.1.b.5
186												Additions				加算額	integer		1	必須		#183に記録するものに係る調整について、調整の相手方から記録対象会社等に配分される金額を記録してください。 ※　必須要素であるため、配分される金額がない場合には「0」を記録してください。		3.2.4.1.b.6
187												Reductions				減算額	integer		1	必須		#183に記録するものに係る調整について、記録対象会社等から調整の相手方に配分される金額を記録してください。 ※　必須要素であるため、配分される金額がない場合には「0」を記録してください。		3.2.4.1.b.7

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
188											CrossBorderAdjustments						独立企業間価格の調整等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、記録対象会社等が令第155条の16第３項又は第155条の18第２項第13号（同条第４項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記録します。 ※　複数の調整がある場合には、全ての調整を（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　#198に「1」と記録する最終親会社等については、この要素を記録する必要はありません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
189												Basis					根拠規定	CrossBorderAdjustments_EnumType		1	必須		記録対象会社等が適用を受ける規定について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR1801：令第155条の16第３項 GIR1802：令第155条の18第２項第13号		3.2.4.1.c.2
190												OtherTIN					調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		#189に記録する規定に応じ、調整の相手先の納税者番号を記録してください。 ※　#253に記録する納税者番号と同じ納税者番号（つまり、当該記録対象会社等の納税者番号）を記録しないでください。		3.2.4.1.c.3
191												ResCountryCode					調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の名称	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		#190に記録する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の国コードを記録してください。		3.2.4.1.c.4
192												Additions					加算額	integer		0-1	条件付必須		#189に記録する規定に係る調整について、調整の相手先から記録対象会社等に配分される金額を記録してください。 ※　必須要素であるため、配分される金額がない場合には「0」を記録してください。		3.2.4.1.c.5
193												Reductions					減算額	integer		0-1	条件付必須		#189に記録する規定に係る調整について、記録対象会社等から調整の相手先に配分される金額を記録してください。 ※　必須要素であるため、配分される金額がない場合には「0」を記録してください。		3.2.4.1.c.6
194											UPEAdjustments						導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例又は配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、記録対象会社等が令第155条の32第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第３項又は規則第38条の25第１項（同条第２項において準用する場合を含みます。）において準用する場合を含みます。）又は第155条の33第１項（同条第２項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記録します。 ※　複数の調整がある場合には、全ての調整を（この要素を繰り返して）記録してください。 ※　#214にGIR2022又はGIR2023と記録する場合には、この要素を記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
195												Basis					根拠規定	UPEAdjustmentsBasis_EnumType		1	必須		次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記録します。 イ　当該記録対象会社等が令第155条の32第１項の規定の適用を受ける場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの (ｲ)　当該記録対象会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第１項第１号に掲げる要件を満たす場合（同号に規定する相当する金額が同号イに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……GIR1901 (ﾛ)　当該記録対象会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第１項第１号に掲げる要件を満たす場合（同号に規定する相当する金額が同号ロに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……GIR1902 (ﾊ)　当該記録対象会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第１項第２号に掲げる要件を満たす場合……GIR1903 (ﾆ)　当該記録対象会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第１項第３号に掲げる要件を満たす場合……GIR1904 ロ　当該記録対象会社等が令第155条の33第１項の規定の適用を受ける場合（ハに掲げる場合を除きます。）……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの (ｲ)　持分保有者が令第155条の33第１項第１号に掲げる要件を満たす場合（当該記録対象会社等から受ける利益の配当の額が同号イに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……GIR1905 (ﾛ)　持分保有者が令第155条の33第１項第１号に掲げる要件を満たす場合（当該記録対象会社等から受ける利益の配当の額が同号ロに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……GIR1906 (ﾊ)　持分保有者が令第155条の33第１項第１号に掲げる要件を満たす場合（当該記録対象会社等から受ける利益の配当の額が同号ハに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……GIR1907 (ﾆ)　持分保有者が令第155条の33第１項第２号に掲げる要件を満たす場合……GIR1908 (ﾎ)　持分保有者が令第155条の33第１項第３号に掲げる要件を満たす場合……GIR1909 ハ　当該記録対象会社等が令第155条の33第１項の規定の適用を受ける場合（同項の規定により当該記録対象会社等の特例適用前個別計算所得等の金額等から控除される金額のうちに令第155条の35第10項に規定する財務省令で定める金額がある場合に限ります。）……GIR1910		3.2.4.1.d.2
196												Reductions					特例適用前個別計算所得等の金額から控除される金額			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#197と#198は、いずれか一方のみを記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
197													Amount				控除額	integer		1	必須（排他）		#195に記録する規定に係る調整について、当該記録対象会社等の特例適用前個別計算所得等の金額等の調整額を記録してください。		3.2.4.1.d.5
198													Exception				exception, wholly-owned	boolean		1	必須（排他）		最終親会社等である記録対象会社等が令第155条の32第１項の規定の適用を受ける場合において、#199から#209までに記録する構成員が当該記録対象会社等の持分の全部を有する場合に、「1」を記録してください。		3.2.4.1.d.5
199												IdentificationOfOwners					構成員又は持分保有者の識別情報			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、構成員又は持分保有者に関する事項を記録します。#195に記録する規定に応じ、構成員又は持分保有者の異なる区分ごとに繰り返して記録してください。 ※　#201と#205は構成員又は持分保有者が個人であるか会社等であるかの区分に応じいずれか一方のみ記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
200													OwnershipPercentage				請求権割合	percentage		1	必須		構成員又は持分保有者の当該記録対象会社等に係る請求権割合を当該構成員又は持分保有者ごとに記録してください。		3.2.4.1.d.4
201													IndOwners				個人である構成員又は持分保有者			1	必須（排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　構成員又は持分保有者が個人である場合に記録します。 ※　#195にGIR1904又はGIR1909を記録する場合には、この要素ではなく、#205を記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
202														NumOfOwners			構成員又は持分保有者の数	integer		1	必須		個人である構成員又は持分保有者の数を記録してください。		3.2.4.1.d.3
203														ResCountryCode			居住地国	CountryCode_Type		0-1	条件付必須		個人である構成員又は持分保有者の所在する国若しくは地域又は居住地国の国コードを記録してください。		3.2.4.1.d.3
204														TaxRate			税率	percentage		0-1	条件付必須		個人である構成員又は持分保有者の所在する国若しくは地域又は居住地国の税率を記録してください。 ※　この要素は、#195にGIR1901、GIR1902、GIR1905又はGIR1906を記録する場合に記録します。		3.2.4.1.d.3
205													EntityOwner				構成員又は持分保有者			1	必須（排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　構成員又は持分保有者が会社等である場合に記録します。 ※　#195にGIR1903又はGIR1908を記録する場合には、この要素ではなく、#201を記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
206														TIN			納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		構成員又は持分保有者の納税者番号を記録してください。		3.2.4.1.d.3
207														ResCountryCode			所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		構成員又は持分保有者の所在する国又は地域の国コードを記録してください。 ※　この要素は、#195にGIR1907を記録する場合に記録します。		3.2.4.1.d.3
208														TaxRate			税率	percentage		0-1	条件付必須		構成員又は持分保有者の所在する国又は地域の税率を記録してください。 ※　この要素は、#195にGIR1901、GIR1902、GIR1905又はGIR1906を記録する場合に記録します。		3.2.4.1.d.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
209															ExTypeOfEntity	構成員又は持分保有者の除外類型	ExTypeOfEntity_EnumType		0-1	条件付必須		構成員又は持分保有者の区分について、次のコードから該当するものを記録してください。 GIR2801：令第155条の32第１項第３号イに該当する構成員若しくは同項第３号ハに該当する構成員で法第82条第14号イに掲げる会社等に該当するもの又は令第155条の33第１項第３号イに該当する持分保有者若しくは同項第３号ハに該当する持分保有者で法第82条第14号イに掲げる会社等に該当するもの GIR2802：令第155条の32第１項第３号ロに該当する構成員若しくは同項第３号ハに該当する構成員で法第82条第14号ロに掲げる会社等に該当するもの又は令第155条の33第１項第３号ロに該当する持分保有者若しくは同項第３号ハに該当する持分保有者で法第82条第14号ロに掲げる会社等に該当するもの GIR2803：令第155条の32第１項第３号ハに該当する構成員で法第82条第14号ハに掲げる会社等に該当するもの又は令第155条の33第１項第３号ハに該当する持分保有者で法第82条第14号ハに掲げる会社等に該当するもの GIR2804：令第155条の32第１項第３号ハに該当する構成員で法第82条第14号ニに掲げる会社等に該当するもの GIR2805：令第155条の33第１項第３号ハに該当する持分保有者で法第82条第14号ニ(1)に掲げる会社等に該当するもの ※　この要素は、#195にGIR1904又はGIR1909を記録する場合に記録します。#195にGIR1904と記録する場合には、この要素にGIR2805と記録することはできません。また、#195にGIR1909と記録する場合には、この要素にGIR2804と記録することはできません。		3.2.4.1.d.3
210									NetGlobeIncome							個別計算所得等の金額の計算に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
211										Total						構成会社等又は共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額	integer		1	必須		当該記録対象会社等の個別計算所得等の金額を記録してください。ただし、当該記録対象会社等が各種投資会社等である場合には、令第155条の53第１項（同条第３項において準用する場合を含みます。）の適用後の金額を記録してください。		3.2.4.1.a.4
212										Adjustments						個別計算所得等の金額に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
213											Amount					加算・減算	integer		1-2	必須		#214に記録する調整項目に係る調整額を記録してください。 ※　加算金額は正の値、減算金額は負の値を記録してください。 ※　同一の調整項目について加算金額と減算金額の両方を記録する場合には、この要素を繰り返して記録してください。この場合には、必ず一方は正の値・他方は負の値としてください（正の値又は負の値のみを２回報告しないでください）。		3.2.4.1.a.3
214											AdjustmentItem					調整項目	AdjustmentItem_EnumType		1	必須		当該記録対象会社等の個別計算所得等の金額の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2001：税金費用純額 GIR2002：除外配当 GIR2003：除外資本損益 GIR2004：再評価法によって含められる損益 GIR2005：特定組織再編成により資産等の移転が行われた場合の当期純損益金額の調整及び資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2006：非対称外国為替損益 GIR2007：政策上の否認費用 GIR2008：過去の誤びゅうの訂正 GIR2009：会計処理の基準の変更 GIR2010：発生年金費用（収益） GIR2011：債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2012：株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2013：独立企業間価格に基づく当期純損益金額の調整 GIR2014：適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額 GIR2015：資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2016：不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算等の特例 GIR2017：グループ内金融取決めに係る費用 GIR2018：連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2019：　保険会社に係る個別計算所得等の金額の計算 GIR2020：銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算 GIR2021：特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 GIR2022：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2023：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2024：課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例） GIR2025：国際海運業所得 GIR2026：移行対象会計年度前のグループ内取引等に係る当期純損益金額の調整		3.2.4.1.a.3
215										IntShippingIncome						国際海運業所得等の金額の計算に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該記録対象会社等が当該対象会計年度において令第155条の19第１項（同条第５項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記録します。 ※　#214にGIR2025と記録する場合には、この要素を記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
216											InternationalShipIncome					国際海運業			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
217												Total				国際海運業所得等の金額	integer		1	必須		当該記録対象会社等の国際海運業所得等の金額を記録してください。		3.2.4.4.a.5
218												Category				当該会社等の行う国際海運業	IntShipCategory_EnumType		1-n	必須		当該記録対象会社等の行う国際海運業について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2101：令第155条の19第１項第１号イに掲げる事業 GIR2102：令第155条の19第１項第１号ロに掲げる事業 GIR2103：令第155条の19第１項第１号ハに掲げる事業 GIR2104：令第155条の19第１項第１号ニに掲げる事業 GIR2105：令第155条の19第１項第１号ホに掲げる事業 GIR2106：令第155条の19第１項第１号ヘに掲げる事業		3.2.4.4.a.2
219												Revenue				国際海運業に係る収益の額又は利益の額	integer		1	必須		当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としている金額及び利益の額としている金額の合計額（国際海運業に係るものに限ります。）を記録してください。		3.2.4.4.a.3
220												Costs				国際海運業に係る費用の額又は損失の額	integer		1	必須		当該対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額としている金額及び損失の額としている金額の合計額（国際海運業に係るものに限るものとし、規則第38条の17第１項第１号に定める金額を含みます。）を記録してください。		3.2.4.4.a.4
221											QualifiedAncShipIncome					付随的国際海運業			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
222												Total				付随的国際海運業所得等の金額	integer		1	必須		当該記録対象会社等の付随的国際海運業所得等の金額を記録してください。		3.2.4.4.a.9

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
223												Category				当該会社等の行う付随的国際海運業	ANCShipCategory_EnumType		1	必須		当該記録対象会社等の行う付随的国際海運業について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2201：令第155条の19第１項第２号イに掲げる事業 GIR2202：令第155条の19第１項第２号ロに掲げる事業 GIR2203：令第155条の19第１項第２号ハに掲げる事業 GIR2204：令第155条の19第１項第２号ニに掲げる事業 GIR2205：令第155条の19第１項第２号ホに掲げる事業		3.2.4.4.a.6
224												Revenue				付随的国際海運業に係る収益の額又は利益の額	integer		1	必須		当期純損益金額に係る収益の額としている金額及び利益の額としている金額の合計額（付随的国際海運業に係るものに限ります。）を記録してください。		3.2.4.4.a.7
225												Costs				付随的国際海運業に係る費用の額又は損失の額	integer		1	必須		当期純損益金額に係る費用の額としている金額及び損失の額としている金額の合計額（付随的国際海運業に係るものに限るものとし、規則第38条の17第１項第２号に定める金額を含みます。）を記録してください。		3.2.4.4.a.8
226											SubstanceExclusion					実質ベース所得除外額への影響			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
227												PayrollCosts				国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る特定費用の額	integer		1	必須		令第155条の38第１項第１号に規定する財務省令で定める金額を記録してください。 ※　上記の「令第155条の38第１項第１号に規定する財務省令で定める金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額の計算において特定費用の額から除かれる規則第38条の31第２項の規定により計算した国際海運業及び付随的国際海運業に係る金額です。		3.2.4.4.a.10
228												TangibleAssets				国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る特定資産の額	integer		1	必須		令第155条の38第１項第２号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額を記録してください。 ※　上記の「令第155条の38第１項第２号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額の計算において特定資産の額から除かれる規則第38条の31第７項の規定により計算した国際海運業及び付随的国際海運業に係る金額です。		3.2.4.4.a.11
229											CoveredTaxes					国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る対象租税の額	integer		1	必須		令第155条の35第２項第３号イの金額のうち令第155条の19第２項に規定する国際海運業所得等の金額及び同項に規定する付随的国際海運業所得等の金額（同項の規定により特例適用前個別計算所得等の金額に加算される金額を除きます。）に係る部分の金額の合計額を記録してください。		3.2.4.4.a.12
230									AdjustedIncomeTax							法人税等の額等			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
231										Total						調整後の構成会社等又は共同支配会社等の対象租税の額	integer		1	必須		当該対象会計年度に係る令第155条の35第２項第１号に掲げる金額（同条第３項第８号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める特定対象租税金額を含まないものとします。）を記録してください。 ※　#232に記録する金額に#237及び#238に記録する金額の合計額を加算した金額と一致します。		3.2.4.2.b.8
232										IncomeTax						調整前の構成会社等又は共同支配会社等の対象租税の額	integer		1	必須		当該対象会計年度に係る法人税等の額及び法人税等調整額の合計額を記録してください。		3.2.4.2.b.2
233											CrossAllocation					本店と恒久的施設等との間の対象租税の額の調整及び導管会社等に係る対象租税の額の計算等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該記録対象会社等が被配分会社等（当該対象会計年度に係る当期対象租税額又は調整後法人税等調整額のうちに次に掲げる金額がある構成会社等又は共同支配会社等をいいます。）又は配分会社等（被配分会社等に係る調整の相手先をいいます。）である場合に記録します。 イ　令第155条の35第３項第１号若しくは規則第38条の28第４項第１号に定める金額又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第１号（調整後対象租税額の計算）に定める金額 ロ　令第155条の35第３項第２号若しくは第３号若しくは規則第38条の28第４項第２号若しくは第３号に定める金額又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第２号若しくは第３号に定める金額 ハ　令第155条の35第３項第４号に定める金額（ニに掲げる金額を除きます。）若しくは規則第38条の28第４項第４号に定める金額又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第４号に定める金額（ニに掲げる金額を除きます。） ニ　令第155条の35第３項第４号に定める金額（当該金額の計算につき令和５年６月改正省令附則第２条第１項の規定の適用がある場合における当該金額に限ります。）又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第４号に定める金額（当該金額の計算につき令和５年６月改正省令附則第２条第１項の規定の適用がある場合における当該金額に限ります。） ホ　令第155条の35第３項第５号若しくは規則第38条の28第４項第５号に定める金額又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第５号に定める金額 ヘ　令第155条の35第３項第６号に定める金額又は令和７年旧法人税法施行令第155条の35第３項第６号に定める金額 ト　令第155条の35第３項第７号又は規則第38条の28第４項第６号に定める金額 ※　上記の「調整の相手先」とは、例えば、当該対象会計年度に係る当期対象租税額のうちに令第155条の35第３項第１号に定める金額がある恒久的施設等にとっての当該恒久的施設等を有する他の構成会社等や、当該他の構成会社等にとっての当該恒久的施設等をいいます。 ※　複数の調整を記載する場合には、全ての調整を（この要素を繰り返して）記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
234												Basis				根拠規定	AdjustedBasis_EnumType		1-n	必須		調整の相手方から当該記録対象会社等に配分される金額又は調整の相手方から当該記録対象会社等に配分される金額について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2301：#233イに掲げる金額 GIR2302：#233ロに掲げる金額 GIR2303：#233ハに掲げる金額 GIR2304：#233ホに掲げる金額 GIR2305：#233ヘに掲げる金額 GIR2308：#233トに掲げる金額 GIR2309：#233ニに掲げる金額 ※　GIR2303、GIR2304又はGIR2309に関する事項を記録する場合には、#233から#238までを２回に分けて（繰り返して）記録します。１回目の繰り返し回次では、この要素にはGIR2303、GIR2304又はGIR2309のみを記録し、#237又は#238には受動的所得に係る税の配分制限がないとした場合の配分額を記録してください。２回目の繰り返し回次では、この要素にはGIR2303、GIR2304又はGIR2309のうちいずれかと、GIR2306又はGIR2307のうちいずれかとの両方を（この要素を繰り返して）記録し、#237又は#238には受動的所得に係る税の配分制限後の配分額を記録してください。 ※　GIR2306又はGIR2307は、以下の場合の区分に応じていずれかを選択して記録してください。 GIR2306：GIR2307以外の場合 GIR2307：受動的所得に係る税の配分制限がないとした場合の配分額が当該配分制限を超える場合		3.2.4.2.b.3
235											OtherTIN					調整の相手先となる会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		調整の相手先の納税者番号を記録してください。		3.2.4.2.b.4
236											ResCountryCode					調整の相手先となる会社等の所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		調整の相手方の所在地国の国コードを記録してください。		3.2.4.2.b.5
237											Additions					加算額	integer		0-1	条件付必須		調整の相手先から当該記録対象会社等に配分される金額を記録してください。 ※　正の値を記録してください。		3.2.4.2.b.6
238											Reductions					減算額	integer		0-1	条件付必須		当該記録対象会社等から調整の相手先に配分される金額を記録してください。 ※　負の値を記録してください。		3.2.4.2.b.7
239									AdjustedCoveredTax							調整後対象租税額の計算に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
240										Total						調整後対象租税額	integer		1	必須		記録対象会社等の調整後対象租税額を記録してください。 ※　#231に記録する金額に#242に記録する金額の合計額を加算した金額と一致します。		3.2.4.2.a.4

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
241										Adjustments							当期対象租税額に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
242											Amount						加算・減算	integer		1-2	必須		#243に記録する調整項目に係る調整額を記録してください。 ※　加算金額は正の値、減算金額は負の値を記録してください。 ※　同一の調整項目について加算金額と減算金額の両方を記録する場合には、この要素を繰り返して記録してください。この場合には、必ず一方は正の値・他方は負の値としてください（正の値又は負の値のみを２回報告しないでください）。		3.2.4.2.a.3
243											AdjustmentItem						調整項目	CurrentAdjustedTax_EnumType		1	必須		当該記録対象会社等の調整後対象租税額の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2401：当期純損益金額に係る費用の額に含まれている対象租税の額 GIR2402：過年度において当期対象租税額の減算調整額とされた不確実な税務処理に係る法人税等の額 GIR2403：当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額 GIR2404：一定の導管会社等を通じて得られる税額控除等に係る調整後対象租税額の計算の特例 GIR2405：個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額 GIR2406：非適格給付付き税額控除額、非適格適用者変更税額控除額その他の税額控除額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの GIR2407：過年度において対象租税の額とされたもののうち当該対象会計年度に還付又は控除された対象租税の額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。） GIR2408：不確実な税務処理に係る法人税等の額 GIR2409：３年以内に支払われることが見込まれない法人税等の額 GIR2410：過去対象会計年度に係る当期対象租税額の調整額 GIR2411：不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例等の適用を受ける場合の会社等別利益額に係る法人税等の額 GIR2412：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額 GIR2413：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額 GIR2414：適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例の適用を受ける場合のみなし分配税額 GIR2415：　課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の適用を受ける場合の特定対象租税額等の調整 GIR2416：繰延対象租税額 GIR2417：純資産の項目又はその他包括利益の項目に記載された個別計算所得等の金額に係る対象租税の額 ※　同一のコードを２回以上記録しないでください。		3.2.4.2.a.3
244										DeferTaxAdjustAmt							繰延対象租税額の計算に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の35第１項第２号に掲げる金額（いわゆる「繰延対象租税額」）の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
245											Total						繰延対象租税額	integer		1	必須		令第155条の35第１項第２号に掲げる金額から同条第９項及び第10項の規定により調整後対象租税額に含まれないものとされる金額（同号に係る部分に限ります。）の合計額を減算した金額を記録してください。 ※　#246に記録する金額、#248に記録する金額の合計額、#251に記録する金額及び#252に記録する金額を合計した金額と一致します。		3.2.4.2.c.6
246											DeferTaxExpense						法人税等調整額	integer		1	必須		記録対象会社等の当期純損益金額に係る法人税等調整額を記録してください。		3.2.4.2.c.2
247											Adjustment						法人税等調整額に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等の当該対象会計年度に係る繰延対象租税額の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
248												Amount					加算・減算	integer		1-2	必須		#249に記録する調整項目に係る調整額を記録してください。 ※　加算金額は正の値、減算金額は負の値を記録してください。 ※　同一の調整項目について加算金額と減算金額の両方を記録する場合には、この要素を繰り返して記録してください。この場合には、必ず一方は正の値・他方は負の値としてください（正の値又は負の値のみを２回報告しないでください）。		3.2.4.2.c.3
249												AdjustmentItem					調整項目	DeferredAdjustedTax_EnumType		1	必須		当該記録対象会社等の繰延対象租税額の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2501：個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産又は繰延税金負債 GIR2502：当期に計上された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債 GIR2503：５対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない繰延税金負債 GIR2504：繰延税金資産に係る評価性引当額又は会計上の見込みの変更 GIR2505：適用税率の変更により計上された繰延税金資産又は繰延税金負債 GIR2506：翌期以後の税額控除の発生に伴い計上された繰延税金資産 GIR2507：特定繰延税金資産 GIR2508：当期に取り崩された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債 GIR2509：当期に取り崩された取戻繰延税金負債 GIR2510：計上されなかった欠損の金額に係る繰延税金資産 GIR2511：基準税率を下回る適用税率の引下げから生ずる繰延税金負債 GIR2512：税率の引上げにより計上された繰延税金負債の取崩し GIR2513：特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 GIR2514：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得金額等の計算の特例の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額 GIR2515：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額 GIR2516：特定取引又は帳簿価額の変更があった場合における繰延税金資産又は繰延税金負債に係る調整額 ※　同一のコードを２回以上記録しないでください。		3.2.4.2.c.3
250												Recast					基準税率による繰延税金資産又は繰延税金負債の再計算			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
251													Higher				基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る調整額	integer		0-1	条件付必須		当該対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の合計額と当該繰延税金資産又は繰延税金負債につき同規則第38条の28第３項第１号イの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額の合計額との差額を記録してください。調整により繰延対象租税額が増加する場合には正の値を、繰延対象租税額が減少する場合には負の値を記録してください。		3.2.4.2.c.5
252													Lower				基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る調整額	integer		0-1	条件付必須		基準税率を下回る適用税率により算出された当該対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金資産（規則第38条の28第３項第１号ロの規定の適用を受ける繰延税金資産に限ります。）と当該繰延税金資産につき同号ロの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額との差額を記録してください。調整により繰延対象租税額が増加する場合には正の値を、繰延対象租税額が減少する場合には負の値を記録してください。		3.2.4.2.c.4

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
253									TIN							構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。 ※　連結納税グループ等に係る合算報告措置を適用する場合（つまり、#274を記録する場合）には、#275に記録する納税者番号を記録します。		3.2.4.1.a.1、3.2.4.1.b.1、3.2.4.1.c.1、3.2.4.1.d.1、3.2.4.2.a.1、3.2.4.2.b.1、3.2.4.2.c.1、3.2.4.3.1、3.2.4.3.6.k.1、3.2.4.4.a.1、3.2.4.5.1、3.2.4.6
254									Elections							構成会社等又は共同支配会社等ごとの特例の適用に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該記録対象会社等に係る構成会社等又は共同支配会社等ごとの特例の適用の選択に関する事項について記録します。 ※　特例の適用を受けることをやめた対象会計年度については、その適用を受けることをやめた対象会計年度及び当該適用を受けることをやめた対象会計年度の翌対象会計年度から４対象会計年度の間記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
255										Art1.5.3						除外会社等に関する特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、除外会社等に関する特例（法第82条の３第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
256											Status					状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において除外会社等に関する特例（法第82条の３第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
257											ElectionYear					選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.d.4
258											RevocationYear					取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #256に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.d.5
259										SimplCalculations						連結除外構成会社等に関する適用免除基準等の適用	boolean		0-1	条件付必須		連結除外構成会社等である記録対象会社等が当該対象会計年度において連結除外構成会社等に関する適用免除基準等の適用を受ける場合（適用免除基準の判定等に用いる収入金額等について令第155条の55第３項又は同条第５項及び第６項の適用を受ける場合に限ります。）に「1」を記録してください。		3.2.4.3.2.a
260										Art3.2.1						債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例	boolean		0-1	条件付必須		当該対象会計年度において債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の28第１項）を適用する場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		3.2.4.3.2.b
261										Art3.2.1b						一定の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、一定の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の27第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
262											Status					状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において一定の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の27第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
263											ElectionYear					選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.e.4
264											RevocationYear					取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #262に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.e.5
265										Art3.2.1c						一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の26第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
266											Status					状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の26第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
267											ElectionYear					選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.f.4
268											RevocationYear					取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #266に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.f.5
269										Art6.3.4						資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の29第１項）の規定の適用に関する事項を記録します。 ※　特定事実の生じた日の属する対象会計年度が複数ある場合には、その属する対象会計年度ごとにこの要素を繰り返して記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
270											FYTriggerEvent					特定事実の生じた日の属する対象会計年度	date		1	必須		令第155条の29第１項第１号イに規定する特定事実又は同項第２号イに規定する特定事実が生じた日の属する対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。		3.2.4.3.6.k.2
271											Inclusion					認識対象会計年度の選択			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#272と#273はいずれか一方のみを記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
272												Art6.3.4.c.i				１期	boolean		1	必須（排他）		令第155条の29第１項第１号イ又は第２号イの規定の適用を受ける場合に「1」を記録してください。		3.2.4.3.6.k.3
273												Art6.3.4.c.ii				５期	boolean		1	必須（排他）		令第155条の29第１項第１号ロ又は第２号ロの規定の適用を受ける場合に「1」を記録してください。		3.2.4.3.6.k.3
274										AggregatedReporting						連結納税グループ等に係る合算報告措置の適用に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、連結納税グループ等に係る合算報告措置の適用を受ける場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
275											TaxConsolGroupTIN					連結納税グループ等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		連結納税グループ等に係る合算報告措置の適用を受ける連結納税グループ等の納税者番号を記録してください。		3.2.4.b.1
276											EntityTIN					連結納税グループ等に属する会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		#275に記録する連結納税グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等のうち当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を全て（この要素を繰り返して）記録してください。		3.2.4.b.2
277										Art4.4.7						５対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない部分に係る金額がある場合に係る特例 （総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債がある場合における繰延対象租税額の計算の特例）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債がある場合における繰延対象租税額の計算の特例（規則第38条の28第21項）の適用に関する事項を選択します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
278											Status					状態	boolean		1	必須		総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債がある場合における繰延対象租税額の計算の特例（規則第38条の28第21項）を適用する場合に「1」を記録してください。		
279											ElectionYear					選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.i.4
280											RevocationYear					取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #278に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.i.5

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
281										Art4.5.6							みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の40第１項）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の40）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
282											Status						状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度においてみなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の40）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
283											ElectionYear						選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.6.j.4
284											RevocationYear						取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #282に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.6.j.5
285										Art7.5							各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例（令第155条の17第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
286											Status						状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例（令第155条の17第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
287											ElectionYear						選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.g.4
288											RevocationYear						取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　#286に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.g.5
289											CEOwnerTIN						適用株主等の納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		各種投資会社等である記録対象会社等に係る適用株主等の納税者番号を記録してください。		
290										Art7.6							課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（令第155条の31第１項）の適用に関する事項を記録します。 ※　#214にGIR2024と記録する場合には、この要素を記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
291											Status						状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（令第155条の31第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
292											ElectionYear						選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.4.3.3.h.4
293											RevocationYear						取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　#291に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.4.3.3.h.5
294											ActualDeemedDist						特定配当金額	integer		1	必須		当該記録対象会社等に係る特定配当金額を記録してください。		3.2.4.5.3
295											LocalCreditableTaxGross						特定対象租税額	integer		1	必須		当該記録対象会社等に係る特定対象租税金額を記録してください。		3.2.4.5.4
296											ShareOfUndistNetGlobeInc						未分配所得額を有する対象各種投資会社等の適用株主等の当該対象各種投資会社等に係る適用割合	percentage		1	必須		#297に記録する対象各種投資会社等が令第155条の42第２項第１号（令第155条の45又は第155条の49（令第155条の52において準用する場合を含みます。）において準用する場合を含みます。）に規定する未分配所得額を有する場合に、当該記録対象会社等の当該対象会計年度の当該対象各種投資会社等に係る同項第２号（令第155条の49において準用する場合を含みます。）に規定する適用割合を記録してください。		3.2.4.5.5
297											InvestmentEntityTIN						適用を受ける投資会社等である構成会社等又は共同支配会社等	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該記録対象会社等に係る対象各種投資会社等の納税者番号を記録してください。 ※　#253に記録する納税者番号と同一の納税者番号を記録しないでください。		3.2.4.5.2
298									OtherFAS								代用財務会計基準の名称	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	記録対象会社等が当該対象会計年度に係る当期純損益金額の計算につき代用財務会計基準を用いる場合又は共同支配親会社等である記録対象会社等が最終親会社等に係る最終親会社等財務会計基準以外の最終親会社等財務会計基準を用いる場合に、当該代用財務会計基準又は当該最終親会社等に係る最終親会社等財務会計基準以外の最終親会社等財務会計基準の名称を記録してください。		3.2.4.6.2
299								OverallComputation									サブグループ別の計算			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、サブグループ単位の国別実効税率等の計算に関する事項について記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
300									FANIL								調整前所在地国所得等の金額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額及び恒久的施設等純損益金額の合計額を記録してください。 ※　恒久的施設等と恒久的施設等を有する会社等との間の調整などを行う前の金額であることに注意してください。		3.2.1.a
301									AdjustedFANIL								税引後当期純損益金額の合計額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る#179に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.1.1.1
302									NetGlobeIncome								国別グループ純所得（損失）の金額の計算に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該サブグループの国別グループ純所得（損失）の金額に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
303										Total							国別グループ純所得（損失）の金額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る#211に記録する金額の合計額を記録してください。 ※　この要素に記録する金額は、#301に記録する金額と#305に記録する金額の合計額とを合計した金額とも一致します。		3.2.1.b、3.2.1.1.3
304										Adjustments							国別グループ純所得（損失）の金額に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、国別グループ純所得（損失）の額の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
305											Amount						純額	integer		1	必須		#306に記録する調整項目に係る調整額を純額により記録してください。 ※　純額が０を下回る場合には、負の値により記録してください。		3.2.1.1.2

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
306											AdjustmentItem						調整項目	AdjustmentItem_EnumType		1	必須		国別グループ純所得（損失）の額の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2001：税金費用純額 GIR2002：除外配当 GIR2003：除外資本損益 GIR2004：再評価法によって含められる損益 GIR2005：特定組織再編成により資産等の移転が行われた場合の当期純損益金額の調整及び資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2006：非対称外国為替損益 GIR2007：政策上の否認費用 GIR2008：過去の誤びゅうの訂正 GIR2009：会計処理の基準の変更 GIR2010：発生年金費用（収益） GIR2011：債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2012：株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2013：独立企業間価格に基づく当期純損益金額の調整 GIR2014：適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額 GIR2015：資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2016：不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算等の特例 GIR2017：グループ内金融取決めに係る費用 GIR2018：連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2019：　保険会社に係る個別計算所得等の金額の計算 GIR2020：銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算 GIR2021：特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 GIR2022：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2023：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 GIR2024：課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例） GIR2025：国際海運業所得 GIR2026：移行対象会計年度前のグループ内取引等に係る当期純損益金額の調整 ※　同一のサブグループに関して同じコードを２回以上記録しないでください。		3.2.1.1.2
307											IntShippingIncome						付随的国際海運業所得等の金額に係る所在地国ごとの限度額の計算に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において令第155条の19第１項（同条第５項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるものがある場合に記録します。 ※　当該サブグループに係る#306にGIR2025と記録する場合には、この要素を記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
308												Total					合計	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の国際海運業所得等及び付随的国際海運業所得等の金額の合計額から#312に記録する金額を控除した金額を記録してください。		3.2.1.1.2.y
309												TotalIntShipIncome					当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の国際海運業所得等の金額の合計額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の国際海運業所得等の金額の合計額を記録してください。		3.2.4.4.b.1
310												FiftyPercentCap					50%限度額	integer		1	必須		#309に記録する金額の２分の１に相当する金額を記録してください。		3.2.4.4.b.2
311												TotalQualifiedAncIncome					当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の付随的国際海運業所得等の金額の合計額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の付随的国際海運業所得等の金額の合計額を記録してください。		3.2.4.4.b.3
312												ExcessOfCap					限度超過額（マイナスの場合は０）	integer		0-1	条件付必須		#311に記録する金額から#310に記録する金額を控除した金額を記録してください。		3.2.4.4.b.4
313											IncomeTaxExpense						法人税等の額及び法人税等調整額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の35第２項第１号に規定する法人税等の額及び法人税等調整額の合計額を記録してください。 ※　恒久的施設等と恒久的施設等を有する会社等との間の調整などを行う前の金額であることに注意してください。		3.2.1.c
314											ETRRate						国別実効税率等	percentage		1	必須		当該サブグループの国別実効税率等を記録してください。 ※　この要素に記録する割合は、#317に記録する金額（国別調整後対象租税額）を#303に記録する金額（国別グループ純所得（損失）の金額）で除して計算した割合と一致する必要があります（#303に記録する金額（国別グループ純所得（損失）の金額）がゼロ又負の数となる場合を除きます。）。なお、#317に記録する金額（国別調整後対象租税額）を記録しない場合には、この要素に記録する割合は、「0」となることが想定されます。		3.2.1.e
315											TopUpTaxPercentage						基準税率から国別実効税率等を控除した割合	percentage		1	必須		15%から国別実効税率等を減算した割合を記録してください。		3.3.1.a
316											AdjustedCoveredTax						国別調整後対象租税額等に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該サブグループに係る国別調整後対象租税額等の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
317												Total					国別調整後対象租税額等	integer		1	必須		当該サブグループの当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあっては、調整後対象租税額）を記録してください。 ※　この要素に記録する金額は、#318に記録する金額と#320に記録する金額の合計額とを合計した金額とも一致します。		3.2.1.d、 3.2.1.2.a.3
318													AggregrateCurrentTax				当期対象租税額の合計額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る#231の金額の合計額を記録します。		3.2.1.2.a.1
319													Adjustments				国別調整後対象租税額等に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、国別調整後対象租税額等の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
320														Amount			純額	integer		1	必須		#321に記録する調整項目に係る調整額を純額により記録してください。 ※　純額が０を下回る場合には、負の値により記録してください。		3.2.1.2.a.2

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
321											AdjustmentItem					調整項目	FinalAdjustedTax_EnumType		1	必須		国別調整後対象租税額等の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2701：当期純損益金額に係る費用の額に含まれている対象租税の額 GIR2702：みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額の計算の特例 GIR2703：過年度において当期対象租税額の減算調整額とされた不確実な税務処理に係る法人税等の額 GIR2704：当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額 GIR2705：一定の導管会社等を通じて得られる税額控除等に係る調整後対象租税額の計算の特例 GIR2706：個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額 GIR2707：非適格給付付き税額控除額、非適格適用者変更税額控除額その他の税額控除額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの GIR2708：過年度において対象租税の額とされたもののうち当該対象会計年度に還付又は控除された対象租税の額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。） GIR2709：不確実な税務処理に係る法人税等の額 GIR2710：３年以内に支払われることが見込まれない法人税等の額 GIR2711：過去対象会計年度に係る当期対象租税額の調整額 GIR2712：不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例等の適用を受ける場合の会社等別利益額に係る法人税等の額 GIR2713：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額 GIR2714：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額 GIR2715：適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例の適用を受ける場合のみなし分配税額 GIR2716： 課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の適用を受ける場合の特定対象租税額等の調整 GIR2717：繰延対象租税額 GIR2718：純資産の項目又はその他包括利益の項目に記載された個別計算所得等の金額に係る対象租税の額 GIR2719：当該対象会計年度に生ずる負の国別調整後対象租税額 GIR2720：当該対象会計年度の国別調整後対象租税額から控除される負の国別調整後対象租税額 ※　同一のサブグループに関して同じコードを２回以上記録しないでください。 ※　当該サブグループに関して#489に「1」と記録する場合には、この要素にGIR2711と記録し、#320には負の調整額を記録する必要があります。 ※　この要素にGIR2720を記録する場合には、#317は正の値である必要があります。		3.2.1.2.a.2
322											PostFilingAdjust					過去対象会計年度に係る当期対象租税額の調整額			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において生じた規則第38条の２第３項第７号に規定する欠損の金額につき規則第38条の28第３項第３号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額を有するものがある場合（令第155条の35第４項の規定の適用を受ける場合を除きます。）に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
323											DeferTaxAsset					繰延税金資産			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
324												Total				合計額	integer		1	必須		#327に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.c.1.c
325												AmountAttributed				過去対象会計年度帰属額			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、過去対象会計年度の欠損の金額に係る繰延税金資産とされた額について記録します。還付所得過去対象会計年度が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
326													Year			還付過去対象会計年度	date		1	必須		還付所得過去対象会計年度開始の日を記録してください。 ※　この要素に記録する年月日の年（YYYY）は、当該対象会計年度開始の日（#26）前である必要があります。 ※　同じ日を２回以上記録しないでください。		3.2.2.1.c.1
327													Amount			欠損の金額に係る繰延税金資産とされた額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の#326に記録する還付所得過去対象会計年度に係る令第155条の40第１項第４号（令第155条の48第１項において準用する場合を含みます。）又は第155条の44第１項第４号（令第155条の51第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.c.1
328											CoveredTaxRefund					還付対象租税額			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
329												Total				合計額	integer		1	必須		#332に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.c.2.c
330												AmountAttributed				過去対象会計年度帰属額			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、欠損金の繰戻還付に係る還付対象租税額について記録します。還付所得過去対象会計年度が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
331													Year			還付過去対象会計年度	date		1	必須		還付所得過去対象会計年度開始の日を記録してください。 ※　この要素に記録する年月日の年（YYYY）は、当該対象会計年度開始の日（#26）前である必要があります。 ※　同じ日を２回以上記録しないでください。		3.2.2.1.c.2
332													Amount			欠損金の繰戻還付に係る還付対象租税	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の#331に記録する還付所得過去対象会計年度に係る規則第38条の28第３項第３号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.c.2
333											DeemedDistTax					規則第38条の41の規定の適用の選択に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループが当該対象会計年度において規則第38条の41第１項（同条第８項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は当該サブグループが過去対象会計年度において同条第１項の規定の適用を受けたことにより当該対象会計年度開始の時において繰延みなし分配税額を有する場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
334											Total					合計	integer		1	必須		#321をGIR2715として#320に記録する調整額の純額を記録してください。 ※　当該純額がない場合には、0と記録してください。		
335											Election					適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の41）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
336												Recapture				繰延みなし分配税額の計算に関する事項			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
337													Year			対象会計年度	date		1	必須		当該サブグループに係るみなし分配税額が生じた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　当該対象会計年度終了の日（#27）後の日を記録しないように注意してください。 ※　当該対象会計年度終了の日（#27）より４年前の日を記録しないように注意してください。 ※　当該対象会計年度開始の日を記録する場合には、#338から#344までは「0」と記録してください。		3.2.3.2.a.1
338													StartAmount			みなし分配税額	integer		1	必須		#337に記録する対象会計年度に生じたみなし分配税額を記録してください。		3.2.3.2.a.2
339													DDTYear-0			利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額（当該対象会計年度）	integer		1	必須		当該対象会計年度における規則第38条の41第４項第２号イからハまでに掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.3.2.a.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）															要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18									
340													DDTYear-1			利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額（１期前の過去対象会計年度）	integer		1	必須		１期前の対象会計年度における規則第38条の41第４項第２号イからハまでに掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.3.2.a.3
341													DDTYear-2			利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額（２期前の過去対象会計年度）	integer		1	必須		２期前の対象会計年度における規則第38条の41第４項第２号イからハまでに掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.3.2.a.3
342													DDTYear-3			利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額（３期前の過去対象会計年度）	integer		1	必須		３期前の対象会計年度における規則第38条の41第４項第２号イからハまでに掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.3.2.a.3
343													TotalDDT			利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額（合計）	integer		1	必須		#339から#342までに記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.3.2.a.3
344													EndAmount			繰延みなし分配税額(2)－((3)の計)	integer		1	必須		#338に記録する金額から#343に記録する金額を控除した金額を記録してください。		3.2.3.2.a.4
345												Reduction				過年度の調整後対象租税額の減少額	integer		1	必須		モデルルール第7.3.7条に相当する規定の適用による過年度の調整後対象租税額の減少額を記録してください。		3.2.3.2.b.1
346												IncrementalTopUpTax				トップアップ税額の増加額	integer		1	必須		モデルルール第7.3.7条に相当する規定の適用によるトップアップ税額の増加額を記録してください。		3.2.3.2.b.2
347												Ratio				処分時取戻割合	percentage		1	必須		当該国又は地域の租税に関する法令の規定におけるモデルルール第7.3.8条に規定する“Disposition Recapture Ratio”に相当するものを記録してください。		3.2.3.2.b.3
348											DeferTaxAdjustAmt					繰延対象租税額の調整計算の概略に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該サブグループに係る繰延対象租税額の合計額の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
349											Total					繰延対象租税額に係る調整計算総額（繰延対象租税額）	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の繰延対象租税額の合計額を記録してください。 ※　#355に記録する金額に#358に記録する金額を加算した金額から#357に記録する金額を減算した金額と一致します。		3.2.2.1.a.4
350											DefTaxAmt					繰延対象租税額（法人税等調整額）	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度の法人税等調整額の合計額を記録してください。当該合計額が借方残である場合には正の値を、貸方残である場合には負の値を記録してください。		3.2.2.1.a.1a
351											DiffCarryValue					帳簿価額差異の存する資産又は負債に係る法人税等調整額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る法人税等調整額のうち、帳簿価額差異の存する資産又は負債に係るものの合計額を記録します。		3.2.2.1.a.1.b
352											GLoBEValue					帳簿価額差異の存する資産又は負債に係る当期純損益金額の計算における当該資産又は負債の額を基礎として計算した法人税等調整額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る当期純損益金額に係る法人税等調整額のうち、帳簿価額差異の存する資産又は負債に係るものの合計額を記録します。		3.2.2.1.a.1.c
353											BefRecastAdjust					調整前の当期純損益金額に係る法人税等調整額	integer		1	必須		#350に記録する金額から#351に記録する金額を減算した金額に#352に記録する金額を加算した金額を記録してください。		3.2.2.1.a.1.d
354											TotalAdjust					繰延対象租税額に係る調整計算総額	integer		1	必須		#360に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.a.2、3.2.2.1.b.2
355											PreRecast					基準税率による再計算前の繰延対象租税額	integer		1	必須		#353に記録する金額に#354に記録する金額を加算した金額を記録してください。		3.2.2.1.a.3.e
356											Recast					基準税率による繰延税金資産又は繰延税金負債の再計算による調整額			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
357												Higher				基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る再計算	integer		0-1	条件付必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る#251に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.a.3.g
358												Lower				基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る再計算	integer		0-1	条件付必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る#252に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.2.1.a.3.f
359											Adjustments					繰延対象租税額に係る調整			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、繰延対象租税額の合計額の計算上の調整項目を記録します。調整項目が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
360												Amount				純額	integer		1	必須		#361に記録する調整項目に係る調整額を純額により記録してください。 ※　純額が０を下回る場合には、負の値により記録してください。		3.2.2.1.b.1
361												AdjustmentItem				法人税等調整額に係る調整項目	DeferredAdjustedTax_EnumType		1	必須		繰延対象租税額の合計額の計算における調整項目について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2501：個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産又は繰延税金負債 GIR2502：当期に計上された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債 GIR2503：５対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない繰延税金負債 GIR2504：繰延税金資産に係る評価性引当額又は会計上の見込みの変更GIR2505：適用税率の変更により計上された繰延税金資産又は繰延税金負債 GIR2506：翌期以後の税額控除の発生に伴い計上された繰延税金資産 GIR2507：特定繰延税金資産 GIR2508：当期に取り崩された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債 GIR2509：当期に取り崩された取戻繰延税金負債 GIR2510：計上されなかった欠損の金額に係る繰延税金資産 GIR2511：基準税率を下回る適用税率の引下げから生ずる繰延税金負債 GIR2512：税率の引上げにより計上された繰延税金負債の取崩し GIR2513：特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 GIR2514：導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得金額等の計算の特例の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額 GIR2515：配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額 GIR2516：特定取引又は帳簿価額の変更があった場合における繰延税金資産又は繰延税金負債の調整 ※　同一のサブグループに関して同じコードを２回以上記録しないでください。		3.2.2.1.b.1
362												RecaptureDeferred				取戻繰延税金負債の計算に関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
363													DTLRFYMinus5			５対象会計年度前の過去対象会計年度に計上された繰延税金負債の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る当該対象会計年度の５対象会計年度前の過去対象会計年度において計上した取戻対象繰延税金負債の額（所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなった構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であったものが当該共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当しないこととなった場合における当該共同支配会社等であったものに係る金額を除きます。）の合計額を記録してください。		3.2.2.2.a.1
364													RecapDTLRFYMinus5			取戻繰延税金負債に相当する金額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第38条の32第１項第２号（規則第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）又は規則第38条の35第１項第２号（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.2.2.a.2
365													DTLRFY			当該対象会計年度において計上した繰延税金負債の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度において計上した取戻対象繰延税金負債の額の合計額を記録してください。		3.2.2.2.a.3
366													AggregateDTL			総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
367														ReportingFiscalYear		当該対象会計年度			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
368															AmountPreTransition	移行対象会計年度前繰延税金負債残高	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る規則第38条の32第６項（規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）において準用する規則第38条の28第15項に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債の残高の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.1.a
369															AmountOutBalance	繰延税金負債残高	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る直前の対象会計年度に係る規則第38条の32第２項第１号イ(1)（規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）に規定する繰延税金負債残高の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.1.b
370															AmountUnjustified	計上限度超過額	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第38条の32第２項第１号イ又は第２号イ（これらの規定を規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.1.c
371														PriorFiscalYear		前対象会計年度			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
372															AmountPreTransition	移行対象会計年度前繰延税金負債残高	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る規則第38条の32第６項（規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）において準用する規則第38条の28第15項に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債の残高の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.2.a
373															AmountOutBalance	繰延税金負債残高	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る直前の対象会計年度に係る規則第38条の32第２項第１号イ(1)（規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）に規定する繰延税金負債残高の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.2.b
374															AmountUnjustified	計上限度超過額	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第38条の32第２項第１号ロ又は第２号ロ（これらの規定を規則第38条の35第２項（規則第38条の39第１項において準用する場合を含みます。）又は第38条の37第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を記録してください。		3.2.2.2.b.2.c
375											Transition					移行対象会計年度における調整に関する事項				0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#377から#389までは、当該対象会計年度が当該サブグループに係る移行対象会計年度である場合にのみ記録してください。 ※　当該サブグループについて#148に「1」と記録する場合には、通常の#375から#390までの記録とは別に、#148に「1」と記録する#130に記録する国又は地域ごとに当該国又は地域の租税に関する法令により計算した#375から#390までの項目を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
376												Year				移行対象会計年度	date			1	必須		当該サブグループに係る移行対象会計年度開始の日を記録してください。 ※　当該対象会計年度が移行対象会計年度に該当しない場合であっても、この要素は毎回記録してください。		3.2.2.3.1
377												DeferredTaxLiabilityStart				移行対象会計年度開始の時における繰延税金負債の残高	integer			0-1	条件付必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の移行対象会計年度開始の時における繰延税金負債の合計額を記録してください。		3.2.2.3.a.1
378												DeferredTaxLiabilityRecast				基準税率による繰延税金負債の再計算（該当する場合）	integer			0-1	条件付必須		#377の金額のうちに基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金負債がある場合に、当該繰延税金負債が基準税率により算出されたものとした場合に#291の金額として計算される繰延税金負債の合計額を記録してください。		3.2.2.3.a.2
379												DeferredTaxAssets				移行対象会計年度における繰延税金資産の調整に関する事項				0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
380													Total			対象となる繰延税金資産	integer			1	必須		#381の金額（#382に金額を記録する場合には、当該記録する金額）から#383の金額を減算した金額を記録してください。		3.2.2.3.a.6
381													DeferredTaxAssetStart			移行対象会計年度開始の時における繰延税金資産の残高	integer			1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の移行対象会計年度開始の時における繰延税金資産の合計額を記録してください。 ※　この要素と#382とは、いずれか一方のみを記録し、他方には「0」を記録してください。		3.2.2.3.a.3
382													DeferredTaxAssetRecast			基準税率による繰延税金資産の再計算（該当する場合）	integer			1	必須		#381の金額のうちに基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産（基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産（個別計算損失金額に係るものに限ります。）を含めることができます。）がある場合に、当該繰延税金資産が基準税率により算出されたものとした場合に#381の金額として計算される繰延税金資産の合計額を記録してください。 ※　この要素と#381とは、いずれか一方のみを記録し、他方には「0」を記録してください。		3.2.2.3.a.4
383													DeferredTaxAssetExcluded			個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産	integer			1	必須		#381の金額（#382に金額を記録する場合には、当該記録する金額）のうちに、個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産（令和３年12月１日以後に行われた取引に係るものに限ります。）がある場合に、当該繰延税金資産の合計額を記録してください。		3.2.2.3.a.5
384												Disposal				特定取引に係る調整に関する事項				0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この表は、当該対象会計年度が当該サブグループに係る移行対象会計年度である場合において、当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに他の会社等若しくは他の共同支配会社等から資産の移転を受けたものがあるとき又は当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに資産の帳簿価額の変更を行ったものがある場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
385													ResCountryCode			資産の譲渡を行う会社等の所在地国	CountryCode_Type			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等に対し資産の移転をした他の会社等若しくは他の共同支配会社等の所在地国又は資産の帳簿価額の変更をした当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等の所在地国の名称を記録してください。		3.2.2.3.b.1
386													NetDTADTL			資産の譲渡を行う会社等の当該資産に係る繰延税金資産又は繰延税金負債（純額）	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に対し資産の移転をした#385に記録する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等のその移転をした資産に係る繰延税金資産から当該資産に係る繰延税金負債を減算した金額の合計額と#385に記録する所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のその帳簿価額の変更をした資産に係る繰延税金資産から当該資産に係る繰延税金負債を減算した金額の合計額とを合計した金額を記録してください。		3.2.2.3.b.3
387													CarryingValue			譲渡資産の帳簿価額とされる金額	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の#385に記録する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等から移転を受けた資産に係る規則第38条の15第４項の規定により計算される移行対象会計年度開始の時における帳簿価額に相当する金額の合計額と当該所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の帳簿価額の変更を行った資産に係る同条第５項の規定により計算される移行対象会計年度開始の時における帳簿価額に相当する金額の合計額とを合計した金額を記録してください。		3.2.2.3.b.4
388													TaxPaid			特定取引について支払った租税の額	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に対し資産の移転をした当該所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等が当該資産の移転について支払った租税の額（規則第38条の28第３項第１号ヲ(1)(i)に規定する租税の額をいいます。）の合計額と当該所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が資産の帳簿価額の変更について支払った租税の額（同号ヲ(2)(i)に規定する租税の額をいいます。）の合計額とを合計した金額を記録してください。		3.2.2.3.b.2
389													DTADTL			資産を譲り受けた会社等の移転資産に係る繰延税金資産又は繰延税金負債とされる金額（純額）	integer			1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等から移転を受けた資産及び当該所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の帳簿価額の変更を行った資産に係る規則第38条の28第３項第１号ヌからヲまでに定めるところにより計算される移行対象会計年度開始の時における繰延税金資産に相当する金額からこれらの資産に係る同号ヌ、ル及びワに定めるところにより計算される移行対象会計年度開始の時における繰延税金負債の合計額を減算した金額を記録してください。		3.2.2.3.b.5
390												AltJurisdiction				AltJurisdiction	CountryCode_Type			0-1	条件付必須		#375から#390までを#375の※印の注書に従って繰り返し記録する場合に、#148に「1」と記録する#130に記録する国又は地域の国コードを記録してください。 ※　この項目で、#375から#390までに記録された各項目がいずれの国又は地域の租税に関する法令により計算されたものかを特定します。		

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
391										TransBlendCFC						特定外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額の計算に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに当該対象会計年度に係る令第155条の35第３項第４号に定める金額につき法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第47号）附則第２条第１項の規定の適用を受けるもの（以下「適用対象会社等」といいます。）がある場合又は適用対象会社等の親会社等がある場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
392											CFCJur					外国関係会社等の所在地国			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　適用対象会社等の属するサブグループが複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
393												Jurisdiction				所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記録してください。 イ　当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに適用対象会社等がある場合……当該適用対象会社等の所在地国の国コード ロ　当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに適用対象会社等に係る親会社等（令和５年６月改正省令附則第２条第１項に規定する特定外国子会社合算税制等の適用を受けるものに限ります。）がある場合……当該親会社等が直接又は間接にその持分を有する適用対象会社等の所在地国の国コード		3.2.1.2.c.1
394												Allocation				配分			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
395													SubGroupTIN			サブグループの識別情報	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		適用対象会社等の属するサブグループの納税者番号を記録してください。 ※　この要素に記録する納税者番号は、#152に記録する納税者番号のうちいずれかと一致させるようにしてください。		3.2.1.2.c.2
396													AggAllocTax			被配分当期対象租税額の額	integer		1	必須		#395に記録するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等（#395にサブグループを記録しない場合には、#393に記録する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等）の当該対象会計年度に係る令和５年６月改正省令附則第２条第１項に規定する計算した金額の合計額を記録してください。		3.2.1.2.c.3
397											Total					合計	integer		1	必須		#396に記録する金額の合計額を記録してください。		3.2.1.2.c.3
398									SubstanceExclusion							実質ベース所得除外額の計算に関する事項（該当する場合）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループの当該対象会計年度に係る構成会社等に係るグループ国際最低課税額又は法第82条の２第４項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額の計算について、同条第２項第１号イ(1)又は第４項第１号イ(1)に掲げる金額から控除される同条第２項第１号イ(2)又は第４項第１号イ(2)に掲げる金額がある場合、当該サブグループに係る#109にGIR1205と記録する場合（#172に「0」又は負の値を記録する場合を除きます。）又は#109にGIR1209と記録する場合に記録します。なお、この要素の記録がない場合には、当該サブグループは、#490の記録の有無にかかわらず、法第82条の２第11項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとするものとみなされることに注意してください。 ※　上記の「同条第２項第１号イ(2)又は第４項第１号イ(2)に掲げる金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額のことです。また、「法第82条の２第11項（・・・）の規定」とは、いわゆる実質ベース所得除外額を０とする特例規定のことです。 ※　無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等については、法第82条の２第１項に規定するグループ国際最低課税額の計算上、個別計算所得金額から実質ベース所得除外額を控除することはできません。当該サブグループが無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には、この要素を記録しないことに注意してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
399										Total						合計	integer		1	必須		#400に記録する金額に#401に記録する割合を乗じた金額と#402に記録する金額に#403に記録する割合を乗じた金額との合計額を記録してください。		3.3.1.b、3.3.2.1.5
400										PayrollCost						特定費用の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等（最終親会社等以外の導管会社等を除きます。）又は全ての共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除きます。）の特定費用の額（令第155条の38第１項第１号に規定する特定費用の額をいうものとし、同条第２項から第４項まで（これらの規定を令第155条の46において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とします。）の合計額を記録してください。		3.3.2.1.1
401										PayrollMarkUp						当該対象会計年度に適用される控除率	percentage		1	必須		次に掲げる対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を記録してください。 イ　令和６年４月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.098 ロ　令和７年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.096 ハ　令和８年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.094 ニ　令和９年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.092 ホ　令和10年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.09 ヘ　令和11年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.082 ト　令和12年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.074 チ　令和13年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.066 リ　令和14年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.058 ヌ　令和15年１月１日以後に開始する対象会計年度……0.05		3.3.2.1.2
402										TangibleAssetValue						特定資産の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等（最終親会社等以外の導管会社等を除きます。）又は全ての共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除きます。）の特定資産の額（令第155条の38第１項第２号に規定する特定資産の額をいうものとし、同条第２項から第４項までの規定の適用がある場合にはその適用後の金額とします。）の合計額を記録してください。		3.3.2.1.3
403										TangibleAssetMarkup						当該対象会計年度に適用される控除率	percentage		1	必須		次に掲げる対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を記録してください。 イ　令和６年４月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.078 ロ　令和７年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.076 ハ　令和８年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.074 ニ　令和９年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.072 ホ　令和10年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.07 ヘ　令和11年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.066 ト　令和12年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.062 チ　令和13年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.058 リ　令和14年１月１日から同年12月31日までの間に開始する対象会計年度……0.054 ヌ　令和15年１月１日以後に開始する対象会計年度……0.05		3.3.2.1.4
404										PEAllocation						実質ベース所得除外額の恒久的施設等への配分に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに主たる会社等に該当するものがあるときに記録します。 ※　主たる会社等である構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等の所在地国が複数ある場合には、所在地国ごとにこの要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
405											JurOfOwners					被分配会社等			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
406												ResCountryCode				所在地国	CountryCode_Type		1	必須（排他）		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等の所在地国の国コードを記録してください。		3.3.2.2.3
407												UPE				最終親会社等	boolean		1	必須（排他）		この要素は記録しないでください（タグを編集しないでください）。		
408												NotApplicable				適用対象外	boolean		1	必須（排他）		この要素は記録しないでください（タグを編集しないでください）。		
409											PayrollCost					適格支払給与の配分			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
410												Total				適格支払給与	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての主たる会社等の当該対象会計年度に係る特定費用の額の合計額を記録してください。 ※　この欄に記録する特定費用の額は、恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前の金額であることに注意してください。		3.3.2.2.1

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
411												Allocation				恒久的施設等に配分される適格給与	integer		1	必須		#410に記録する金額のうち、#406に記録する所在地国を所在地国とする恒久的施設等（当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等に限ります。）に対して配分される特定費用の額の合計額を記録してください。 ※　令第155条の16第13項又は規則第38条の31第６項（規則第38条の36第３項において準用する場合を含みます。）において準用する令第155条の38第３項の規定の適用がある場合には、配分する特定費用の額につき所要の調整が必要となることに注意してください。		3.3.2.2.4
412											TangibleAssetValue					適格有形資産の簿価の配分			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
413												Total				適格有形資産の簿価	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての主たる会社等の当該対象会計年度に係る特定資産の額の合計額を記録してください。 ※　この欄に記録する特定資産の額は、恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前の金額であることに注意してください。		3.3.2.2.2
414												Allocation				恒久的施設等に配分される適格有形資産の簿価	integer		1	必須		#413に記録する金額のうち、#406に記録する所在地国を所在地国とする恒久的施設等（当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等に限ります。）に対して配分される特定資産の額の合計額を記録してください。 ※　令第155条の16第13項又は規則第38条の31第９項において準用する令第155条の38第３項の規定の適用がある場合には、配分する特定資産の額につき所要の調整が必要となることに注意してください。		3.3.2.2.5
415										FTEAllocation						導管会社等の実質ベース所得除外額の配分に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに令第155条の16第14項第１号又は令第155条の32第１項の規定の適用を受けるものがあるときに記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
416											JurOfOwners					被分配会社等			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#417、#418又は#419は、いずれかのみ記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
417												ResCountryCode				所在地国	CountryCode_Type		1	必須（排他）		当該サブグループに属する導管会社等が令第155条の16第14項の規定の適用を受ける場合に、当該導管会社等に係る被分配会社等である構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の国コードを記録してください。		3.3.2.3.3
418												UPE				最終親会社等	boolean		1	必須（排他）		当該サブグループに属する導管会社等が令第155条の32第１項の規定の適用を受ける場合に、「1」と記録してください。		3.3.2.3.3
419												NotApplicable				適用対象外	boolean		1	必須（排他）		#421に記録する金額及び#424に記録する金額の合計額から#423イ及びロに定める金額の合計額と#425イ及びロに定める金額の合計額とを合計した金額を控除した残額がある場合に、「1」と記録してください。 ※　つまり、実質ベース所得除外額の対象とならない特定費用の額又は特定資産の額がある場合のことです。		3.3.2.3.3
420											PayrollCost					適格支払給与の配分			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
421												Total				適格支払給与	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての導管会社等の当該対象会計年度に係る特定費用の額の合計額を記録してください。 ※　この欄に記録する特定費用の額は、恒久的施設等への配分後の金額であることに注意してください。		3.3.2.3.1
422												Allocation				被分配会社等に配分される適格支払給与の額（又は適用除外額）	integer		1	必須		次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記録してください。 イ　#417を記録する場合……#421に記録する金額のうち#417に記録する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に配分される特定費用の額の合計額 ロ　#418を記録する場合……令第155条の38第３項の規定の適用を受ける最終親会社等の当該対象会計年度に係る同項の規定の適用後の同条第１項第１号の特定費用の額の合計額 ハ　#419を記録する場合……#421に記録する金額からイ又はロに定める金額の合計額を控除した残額		3.3.2.3.4
423											TangibleAssetValue					適格有形資産の簿価の配分			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
424												Total				適格有形資産の簿価	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての導管会社等の当該対象会計年度に係る特定資産の額の合計額を記録してください。 ※　この欄に記録する特定資産の額は、恒久的施設等への配分後の金額であることに注意してください。		3.3.2.3.2
425												Allocation				被分配会社等に配分される適格有形資産の簿価（又は適用除外額）	integer		1	必須		次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記録してください。 イ　#417を記録する場合……#424に記録する金額のうち#417に記録する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に配分される特定資産の額の合計額 ロ　#418を記録する場合……令第155条の38第３項の規定の適用を受ける最終親会社等の当該対象会計年度に係る同項の規定の適用後の同条第１項第２号の特定資産の額の合計額 ハ　#419を記録する場合……#424に記録する金額からイ又はロに定める金額を控除した残額		3.3.2.3.5
426										ExcessProfits						控除後国別グループ純所得の金額等（マイナスの場合は０）	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の合計額（当該サブグループに係る#303に記録する金額）から#399に記録する金額を控除した残額を記録してください。		3.3.1.c
427										AdditionalTopUpTax						再計算国別国際最低課税額等			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、再計算国別国際最低課税額等に関する事項又は永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
428											NONArt4.1.5					再計算国別国際最低課税額等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、再計算国別国際最低課税額等に関する事項を記録します。再計算国別国際最低課税額等の計算の対象となる過去対象会計年度が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
429												Articles				関連規定	NonArt415_EnumType		1-n	必須		以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR2601：当該サブグループが当該対象会計年度において令第155条の41第１項（令第155条の48第２項において準用する場合を含みます。）又は第155条の44第４項（令第155条の51第２項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合 GIR2602：当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第１項第３号（令第155条の48第１項において準用する場合を含みます。）又は第155条の44第１項第３号（令第155条の51第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合 GIR2603：当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第１項第１号若しくは第４号（これらの規定を令第155条の48第１項において準用する場合を含みます。）又は第155条の44第１項第１号若しくは第４号（これらの規定を令第155条の51第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合 GIR2604：当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第１項第２号（令第155条の48第１項において準用する場合を含みます。）又は第155条の44第１項第２号（令第155条の51第１項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合 GIR2605：当該サブグループが当該対象会計年度において規則第38条の41第３項（同条第８項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合 GIR2606：当該サブグループが当該対象会計年度において我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定におけるモデルルール第7.3.7条に相当する規定の適用を受ける場合			3.3.3.1.1
430												Year				過去対象会計年度	date		1	必須		令第155条の36第１項第１号イ⑵に規定する対象会計年度別再計算課税額又は同項第７号イ⑵に規定する対象会計年度別再計算課税額がある過去対象会計年度開始の日を記録してください。 ※　当該対象会計年度終了の日（#27）より後の日を記録しないでください。 ※　#429にGIR2605と記録する場合には、当該対象会計年度終了の日（#27）より４年以上前の日を記録してください。 ※　#429にGIR2602と記録する場合には、当該対象会計年度より５期前の対象会計年度開始の日を記録してください。		3.3.3.1.2
431												Previous				この報告前			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、#430に記録する過去対象会計年度に係る再計算前の事項を記録します。特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものにおいて既に#430に記録する過去対象会計年度に係る#439から#444までに記録された金額がある場合には、これらの各要素に記載された金額（当該金額が複数ある場合には、これらの金額のうち最も新しいもの）を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
432													NetGlobeIncome			国別グループ純所得（損失）の金額	integer		1	必須		国別グループ純所得（損失）等の金額を記録してください。		3.3.3.1.4.a
433													AdjustedCoveredTax			国別調整後対象租税額等	integer		1	必須		国別調整後対象租税額等を記録してください。		3.3.3.1.5.a

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
434												ETRRate				国別実効税率等	percentage		1	必須		国別実効税率等を記録してください。		3.3.3.1.6.a
435												ExcessProfits				控除後国別グループ純所得の金額等（マイナスの場合は０）	integer		1	必須		国別グループ純所得等から実質ベース所得除外額を控除した金額を記録してください。		3.3.3.1.7.a
436												TopUpTaxPercentage				基準税率から国別実効税率等を控除した割合	percentage		1	必須		基準税率から国別実効税率等を控除した割合を記録してください。		3.3.3.1.8.a
437												TopUpTax				当期国別国際最低課税額	integer		1	必須		当期国別国際最低課税額等を記録してください。		3.3.3.1.9.a
438											Recalculated					再計算			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、#430に記録する過去対象会計年度に係る再計算後の事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
439												NetGlobeIncome				国別グループ純所得（損失）の金額	integer		1	必須		再計算国別グループ純所得（損失）等の金額を記録してください。		3.3.3.1.4.b
440												AdjustedCoveredTax				国別調整後対象租税額等	integer		1	必須		再計算国別調整後対象租税額等を記録してください。		3.3.3.1.5.b
441												ETRRate				国別実効税率等	percentage		1	必須		再計算国別実効税率等を記録してください。		3.3.3.1.6.b
442												ExcessProfits				控除後国別グループ純所得の金額等（マイナスの場合は０）	integer		1	必須		再計算国別グループ純所得等から実質ベース所得除外額を控除した金額を記録してください。		3.3.3.1.7.b
443												TopUpTaxPercentage				基準税率から国別実効税率等を控除した割合	percentage		1	必須		基準税率から再計算国別実効税率等を控除した割合を記録してください。		3.3.3.1.8.b
444												TopUpTax				当期国別国際最低課税額	integer		1	必須		再計算当期国別国際最低課税額等を記録してください。		3.3.3.1.9.b
445											AdditionalTopUpTax					再計算国別国際最低課税額等	integer		1	必須		当該対象会計年度の再計算国別国際最低課税額等（#444に記録する金額から#437に記録する金額を控除した金額）を記録してください。		3.3.3.1.10
446										Art4.1.5						永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項を記録します。 ※　当該サブグループに係る#303に記録する金額が０を下回る場合には、この要素を記録する必要があります。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
447											AdjustedCoveredTax					国別調整後対象租税額等が０を下回る場合のその下回る額	integer		1	必須		当該サブグループの当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額等が０を下回る場合のその下回る額を記録してください。 ※　当該下回る額を負の値として記録してください。		3.3.3.2.1
448											GlobeLoss					国別グループ純損失の金額	integer		1	必須		当該サブグループに属する全ての構成会社等又は全ての共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額から個別計算所得金額の合計額を控除した残額（当該サブグループに係る#303に記録する金額）を記録してください。		3.3.3.2.2
449											ExpectedAdjustedCoveredTax					特定国別調整後対象租税額等	integer		1	必須		#448に記録する金額の15%に相当する金額を記録してください。		3.3.3.2.3
450											AdditionalTopUpTax					永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項	integer		1	必須		#449に記録する金額から#447に記録する金額を減算した金額を記録してください。		3.3.3.2.4
451									QDMTT							自国内最低課税額に係る税に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、自国内最低課税額に係る税に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
452										FAS						所在地国等財務会計基準の名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	当該サブグループの当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の計算において、最終親会社等の連結等財務諸表の作成に用いる会計処理の基準と異なる令第155条の54第２項第１号に規定する所在地国等財務会計基準を用いている場合に当該所在地国等財務会計基準の名称を記録してください。		3.3.4.1
453										Amount						自国内最低課税額に係る税の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の合計額を記録してください。 ※　この欄に記録する金額は、最終親会社等の連結等財務諸表における表示通貨により記録します。		3.3.1.e、3.3.4.2
454										MinRate						自国内最低課税額に係る税の計算における基準税率に相当するもの（15%を上回る場合）	percentage		0-1	条件付必須		当該サブグループの自国内最低課税額に係る税に関する法令の規定における基準税率に相当する税率が基準税率を超える場合に、その相当する税率を記録してください。		3.3.4.3
455										BasisforBlending						国別実効税率等の計算の単位（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税と異なる場合）	StringMin1Max4000_Type		0-1	条件付必須	4000	当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、国別実効税率等に相当する割合を計算する場合のその計算の単位が当該サブグループと異なる場合に、自国内最低課税額に係る税の計算における当該異なる計算の単位を記録してください。		3.3.4.4
456										SBIEAvailable						実質ベース所得除外額は控除可能か	boolean		1	必須		当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、法第82条の２第２項第１号イ(2)又は第４項第１号イ(2)に掲げる金額に相当する金額の控除が認められている場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		3.3.4.7
457										DeMinAvailable						収入金額等に係る適用免除基準は適用可能か	boolean		1	必須		当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、法第82条の２第７項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定に相当する規定が適用可能である場合には「1」と、そうでない場合には「0」と記録してください。		3.3.4.8
458										Currency						使用通貨（最終親会社等の連結等財務諸表における表示通貨と異なる場合）	currCode_Type		1	必須		当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨と異なる通貨を用いている場合に、その異なる通貨の通貨コードを記録してください。		3.3.4.5
459										CurrencyElection						連結等財務諸表表示通貨の選択の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算における連結等財務諸表表示通貨の選択の特例の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
460											Status					状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において自国内最低課税額に係る税の計算における連結等財務諸表表示通貨の選択の特例の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
461											ElectionYear					適用年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.3.4.6.b
462											RevocationYear					取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　#460に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.3.4.6.c
463											Currency					使用通貨	Currency_EnumType		1	必須		特例の適用に係る計算通貨について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR3101……現地通貨 GIR3102……最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨		3.3.4.6.a
464									TopUpTax							会社等別国際最低課税額の合計額（マイナスの場合は０）	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の合計額を記録してください。 ※　この要素に記録する金額は、#426に記録する金額（控除後国別グループ純所得の金額等）に#315に記録する割合（基準税率から国別実効税率等を控除した割合）を乗じて計算した金額、#445に記録する金額（再計算国別国際最低課税額等）及び#450に記録する金額（永久差異調整に係る国別国際最低課税額）の合計額から#453に記録する金額（自国内最低課税額に係る税の額）を控除した残額と一致している必要があります。		3.3.1.f
465									ExcessNegTaxExpense							負の国別調整後対象租税額の繰越しに関する事項			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該サブグループの当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る国別実効税率等の計算につき、法第82条の２第２項第１号イ⑶若しくは第４項第１号イ⑶又は第２項第４号若しくは第４項第４号の規定により同条第２項第１号イ⑶(i)若しくは第４項第１号イ⑶(i)に掲げる金額又は調整後対象租税額から控除される金額がある場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
466										PriorYearBalance						前期より繰り越された負の国別調整後対象租税額	integer		1	必須		当該サブグループの当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る#469に記録した金額を記録します。		3.2.1.2.b.1

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
467										GeneratedInRFY						当該対象会計年度において生じた負の国別調整後対象租税額	integer		1	必須		当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第１号イ⑶(i)又は第４項第１号イ⑶(i)に掲げる金額（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあっては、調整後対象租税額）が０を下回る場合において、次に掲げる場合に該当するときに、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記録します。 イ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第１号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第４項第１号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がある場合……当該対象会計年度の当該サブグループに係る同条第２項第１号イ⑶(i)又は第４項第１号イ⑶(i)に掲げる金額が０を下回る部分の金額 ロ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第１号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第４項第１号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がない場合（当該対象会計年度に係る同条第２項第３号又は第４項第３号に定める金額の計算につき同条第12項（同条第13項において準用する場合を含みます。以下ロ及びニにおいて同じです。）の規定の適用を受ける場合に限ります。）……同条第12項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同条第２項第３号ハ又は同条第４項第３号ハに掲げる金額 ハ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がある場合……当該対象会計年度の当該サブグループに係る調整後対象租税額が０を下回る部分の金額 ニ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がない場合（当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第６号又は第４項第６号に定める金額の計算につき同条第12項の規定の適用を受ける場合に限ります。）……同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同条第２項第６号ハ又は第４項第６号ハに掲げる金額 ※　この要素に記録する金額は、#321をGIR2719として#320に記録する金額と一致する必要があります。		3.2.1.2.b.2
468										UtilizedInRFY						当該対象会計年度において控除された負の国別調整後対象租税額	integer		1	必須		次に掲げる金額の合計額を記録します。 イ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第１号イ⑶又は第４項第１号イ⑶の規定により同条第２項第１号イ⑶(i)又は第４項第１号イ⑶(i)に掲げる金額から控除される金額 ロ　当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る法第82条の２第２項第４号又は第４項第４号の規定により調整後対象租税額から控除される金額 ※　０からこの要素に記録する金額を減算した金額は、#321をGIR2720として#320に記録する金額と一致する必要があります。		3.2.1.2.b.3
469										Remaining						翌期に繰り越す負の国別調整後対象租税額	integer		1	必須		#466に記録する金額に#467に記録する金額を加算した金額から#468に記録する金額を控除した金額を記録してください。		3.2.1.2.b.4
470									Non-MaterialCE							連結除外構成会社等の収入金額等に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該所在地国を所在地国とする構成会社等の当期国際最低課税額の計算につき法第82条の２第６項又は第７項の規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1207、GIR1208又はGIR1209と記録する場合です。）に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
471									RFY							当該対象会計年度			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
472										TotalRevenue						所在地国における連結除外構成会社等の調整後収入金額	integer		1	必須		当該対象会計年度に係る令第155条の55第６項第２号に掲げる金額（同条第３項又は同条第５項及び第６項の規定の適用を受けようとする連結除外構成会社等に係る部分の金額に限るものとし、当該連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合には当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とします。）を記録してください。		2.2.1.2.a.1.a
473										AggregateSimplified						所在地国における連結除外構成会社等の調整後対象租税額	integer		0-1	条件付必須		令第155条の55第５項第２号に掲げる金額（同項及び第６項の規定の適用を受けようとする連結除外構成会社等に係る部分の金額に限るものとし、当該連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合には当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とします。）を記録してください。 ※　この要素は、法第82条の２第８項（第１号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合（つまり、当該サブグループに係る#109にGIR1208と記録する場合です。）に記録します。		2.2.1.2.a.2.a
474									RFY-1							直前の対象会計年度（該当する場合）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る令第155条の55第６項第２号に掲げる金額がある場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
475										TotalRevenue						所在地国における連結除外構成会社等の調整後収入金額	integer		1	必須		当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る令第155条の55第６項第２号に掲げる金額を記録してください。		2.2.1.2.a.1.b
476									RFY-2							２対象会計年度前の対象会計年度（該当する場合）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該対象会計年度の２対象会計年度前の対象会計年度に係る令第155条の55第６項第２号に掲げる金額がある場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
477										TotalRevenue						所在地国における連結除外構成会社等の調整後収入金額	integer		1	必須		当該対象会計年度の２対象会計年度前の対象会計年度に係る令第155条の55第６項第２号に掲げる金額を記録してください。		2.2.1.2.a.1.c
478									Average							３期平均（該当する場合）			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
479										TotalRevenue						所在地国における連結除外構成会社等の調整後収入金額	integer		1	必須		#472、#475及び#477に記録する金額（その期間が１年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前２対象会計年度の数で除して計算した金額を記録してください。		2.2.1.2.a.1.d
480									ID							識別情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※この要素は、当該サブグループに属する連結除外構成会社等（令第150条の55第３項又は同条第５項及び第６項の規定の適用を受ける連結除外構成会社等に限ります。）に係る事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
481										Name						名称	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	連結除外構成会社等の名称を記録してください。		
482										ResCountryCode						所在地国	CountryCode_Type		1-n	必須		連結除外構成会社等の所在地国を記録してください。		
483										TIN						納税者番号	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1-n	必須		連結除外構成会社等の納税者番号を記録してください。		
484										Rules						租税に関する法令の規定の適用の状況	IDTypeRules_EnumType		1-n	必須		連結除外構成会社等の所在地国における法令の適用の状況について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR201：当該所在地国の租税に関する法令において 、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（GIR202に該当する場合を除きます。） GIR202：当該所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し税（当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国以外の国若しくは地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額及び当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の両方を計算の基礎とするものに限ります。）を課することとされている場合 GIR203：当該所在地国の租税に関する法令において、 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合 GIR204：当該所在地国の租税に関する法令 において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合 GIR205：上記のいずれの場合にも該当しない場合 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。		

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
485										GlobeStatus						類型	IDTypeGloBEStatus_EnumType		1-n	必須		連結除外構成会社等の類型について、以下のコードの中から該当するものを記録してください。 GIR301：構成会社等 GIR302：導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。） GIR303：導管会社等（GIR302に該当するものを除きます。） GIR304：令第155条の35第３項第５号イに掲げる会社等 GIR305：恒久的施設等 GIR306：主たる会社等 GIR307：被少数保有親構成会社等 GIR308：被少数保有子構成会社等 GIR309：被少数保有構成会社等 GIR310：投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等 GIR311：保険投資会社等 GIR312：特定目的会社等 GIR313：共同支配親会社等 GIR314：共同支配親会社等に係る共同支配会社等 GIR315：連結除外構成会社等 GIR316：除外会社等 GIR317：モデルルール第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる被部分保有親会社等又は中間親会社等 GIR318：非グループ会社等 ※　複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て（この要素を繰り返して）記録してください。		
486						Election										所在地国ごとの特例の適用の選択に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、所在地国ごとの特例の適用の選択に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
487							Art3.2.6									不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算等の特例	boolean		0-1	条件付必須		不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算等の特例（令第155条の41第１項）を適用する場合には「1」を記録し、そうでない場合には「0」を記録してください。		3.2.3.1.a.1.a
488							Art4.1.5									永久差異調整に係る国別国際最低課税額又は永久差異調整に係る国際最低課税額に係る特例	boolean		0-1	条件付必須		永久差異調整に係る国別国際最低課税額又は永久差異調整に係る国際最低課税額に係る特例（法第82条の２第12項）を適用する場合には「1」を記録し、そうでない場合には「0」を記録してください。		3.2.3.1.a.1.d
489							Art4.6.1									過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例	boolean		0-1	条件付必須		過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例（令第155条の35第４項）を適用する場合には「1」を記録し、そうでない場合には「0」を記録してください。		3.2.3.1.a.1.b
490							Art5.3.1									実質ベース所得除外額の特例	boolean		0-1	条件付必須		実質ベース所得除外額の特例（法第82条の２第11項）を適用する場合には「1」を記録し、そうでない場合には「0」を記録してください。		3.2.3.1.a.1.c
491							Art3.2.2									株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の23第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
492								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の23第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
493								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.2.f.3
494								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #492に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.2.f.4
495							Art3.2.5									資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の24第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
496								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の24第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
497								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.2.g.3
498								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #496に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.2.g.4
499							Art3.2.8									連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の20第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
500								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の20第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
501								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.2.h.3
502								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #500に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.2.h.4
503							NoDefTaxAllocation									被配分繰延対象租税額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、被配分繰延対象租税額の計算の特例（規則第38条の28第23項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
504								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において被配分繰延対象租税額の計算の特例（規則第38条の28第23項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
505								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.2.i.3
506								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #504に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.2.i.4
507							Art4.5									みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の40）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
508								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度においてみなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第38条の40）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
509								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.5.6
510								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #508に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.5.7
511							Art3.2.1.c									除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素には、除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の24の２第１項）の適用に関する事項を記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
512								Status								状態	boolean		1	必須		当該対象会計年度において除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の24の２第１項）の適用を受ける場合には「1」を、そうでない場合には「0」を記録してください。		
513								ElectionYear								選択年度	date		1	必須		特例の適用を受けることとなった対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 ※　必須要素のため、取りやめ年度を記録する場合であってもこの要素を記録してください。		3.2.3.1.a.2.e.3
514								RevocationYear								取りやめ年度	date		0-1	条件付必須		特例の適用を受けることをやめた対象会計年度開始の日をYYYY-MM-DD形式で記録してください。 #512に「1」を記録する場合には、この要素を記録することはできません。		3.2.3.1.a.2.e.4
515								QualOwnerIntentBalance								前対象会計年度終了の日における投資収益の額が適格持分の取得に要した額に満たない金額	integer		1	必須		当該対象会計年度の直前の対象会計年度の特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものに記載された当該サブグループに係る#518の金額を記録してください。		3.2.3.1.b.2
516								Additions								適格持分の取得に要した額の増加額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度中に行った適格持分（令第155条の35第７項に規定する適格持分をいいます。以下同じです。）の取得について、その取得に要した額の合計額を記録してください。		3.2.3.1.b.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18										
517								Reductions									投資収益の額	integer		1	必須		当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度中に適格持分を有することにより受けた令第155条の35第７項第１号に規定する投資収益の額の合計額を記録します。ただし、当該投資収益の額の合計額が#515の金額と#516の金額との合計額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額を記録してください。		3.2.3.1.b.4
518								OutstandingBalance									投資収益の額が適格持分の取得に要した額に満たない金額	integer		1	必須		#515に記録する金額に#516に記録する金額を加算した金額から#517に記録する金額を減算した金額を記録してください。		3.2.3.1.b.5
519							SimplifiedReporting										特定多国籍企業グループ等は移行期間報告簡素化措置の適用を選択するか	boolean		0-1	条件付必須		当該対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のうち当該サブグループに係る事項について、移行期間報告簡素化措置を適用する場合には「1」と、適用しない場合には「0」と記録してください。 ※　特定多国籍企業グループ等報告事項等の移行期間報告簡素化措置は、一定の要件を満たす場合に限り、適用することができます。詳しくは、「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」のⅢ第２　３(20)の※印の注書をご確認ください。		3.2.4.a
520					InitialIntActivity												国際的な事業活動の初期段階における適用免除に関する事項			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、当該対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額（令和８年新法人税法第82条の11第２項に規定するグループ国際最低課税残余額をいいます。以下同じです。）に相当する金額の計算につき同条第３項の規定に相当する規定の適用を受ける場合又は当該対象会計年度に係る構成会社等に係る国内最低課税額（令和８年新法人税法第82条の19第２項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額をいいます。）若しくは構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額（令和８年新法人税法第145条の６第２項に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額をいいます。）に相当する金額若しくは共同支配会社等に係る国内最低課税額（令和８年新法人税法第82条の19第５項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額をいいます。）若しくは共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額（令和８年新法人税法第145条の６第３項に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額をいいます。）に相当する金額の計算につき令和８年新法人税法第82条の19第14項（同条第15項において準用する場合を含みます。）の規定に相当する規定の適用を受ける場合に記録します。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
521						StartDate											最初の対象会計年度の開始の日	date		1	必須		最初の対象会計年度の開始の日を記録してください。		2.3.1
522						ReferenceJurisdiction											特定所在地国の情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
523							ResCountryCode										所在地国の名称	CountryCode_Type		1	必須		特定所在地国に相当する国又は地域の国コードを記録してください。		2.3.2
524							TangibleAssetValue										有形資産の額	integer		1	必須		最初の対象会計年度における特定所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額に相当する金額の合計額を記録します。		2.3.3
525						OtherJurisdiction											特定所在地国以外の所在地国の情報			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　最初の対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国（特定所在地国を除きます。）ごとにこの要素を繰り返して記録してください。 ※　５を超えて所在地国の名称を記録することはできません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
526							ResCountryCode										所在地国の名称	CountryCode_Type		1-5	必須		最初の対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国（特定所在地国を除きます。）の国コードを記録してください。		2.3.5.a
527							TangibleAssetValue										有形資産の額	integer		1	必須		最初の対象会計年度における#526に記録する所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額に相当する金額の合計額を当該所在地国ごとに記録してください。 ※　無国籍構成会社等に係る有形資産の額（特定所在地国に所在する令和８年新法人税法施行令第155条の59第２項第１号に規定する有形資産に相当するものに係るものを除きます。）に相当する金額は、特定所在地国以外の国又は地域に係る有形資産の額とされます。 ※　当該特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等（除外会社等に該当しないものに限ります。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る有形資産の額はこの欄に記録する金額に含まれないことに注意してください。		2.3.5.b
528						RFYNumberOfJurisdictions											当該対象会計年度における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数	integer		0-1	条件付必須		当該対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数を記録してください。 ※　当該対象会計年度が最初の対象会計年度である場合には、この要素を記録する必要はありません。		2.3.6
529						RFYSumTangibleAssetValue											当該対象会計年度において特定所在地国以外の所在地国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産の額の合計額	integer		0-1	条件付必須		当該対象会計年度における特定所在地国以外の国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額に相当する金額の合計額を記録してください。 ※　当該対象会計年度が最初の対象会計年度である場合には、この要素を記録する必要はありません。		2.3.7
530					LowTaxJurisdiction												会社等別国際最低課税額の配分及び帰属に関する事項（該当する場合）			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
531						TopUpTaxAmount											会社等別国際最低課税額の合計額	integer		1	必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の合計額を記録してください。		
532						LTCE											会社等別国際最低課税額を有する会社等			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
533							TIN										構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等のうち、会社等別国際最低課税額がある構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記録してください。		3.4.1.1.a
534							IIR										国際最低課税額の計算			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
535								NetGlobeIncome									個別計算所得金額	integer		0-1	条件付必須		当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額等を記録してください。 ※　この要素は必ず記録してください（#533に記録する会社等（会社等別国際最低課税額を有する会社等）について#291に「1」を記録する場合（つまり、各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用を受ける場合）を除きます。）。		3.4.1.1.b
536								TopUpTax									会社等別国際最低課税額	integer		1	必須		当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額を記録してください。		3.4.1.1.c
537								ParentEntity									各対象会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税が課されることとなる親会社等			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#536の金額を計算の基礎とする各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課されることとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等が複数ある場合には、この要素を繰り返して記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
538									TIN								親会社等（納税者番号）	TIN_Type	issuedBy, unknown, TypeOfTIN	1	必須		#533に記録する会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課されることとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の納税者番号を記録してください。		3.4.1.2.a
539									ResCountryCode								親会社等の所在地国	CountryCode_Type		1	必須		当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国の国コードを記録してください。		3.4.1.2.b
540									OtherOwnershipAllocation								非支配株主帰属額とされる金額	integer		1	必須		#535の金額のうち非支配株主帰属額とされる金額を記録してください。		3.4.1.2.c
541									InclusionRatio								帰属割合等	percentage		1	必須		帰属割合等を記録してください。 ※　#535の金額から#540の金額を控除した金額を#535の金額で除して計算した金額と一致します。		3.4.1.2.d
542									TopUpTaxShare								控除前国際最低課税額	integer		1	必須		#536の金額に#541の割合を乗じた金額を記録してください。		3.4.1.3.a
543									IIROffSet								[G]のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	integer		1	必須		#542の金額のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額を記録してください。		3.4.1.3.b
544									TopUpTax								国際最低課税額	integer		1	必須		#542の金額から#543の金額を減算した金額を記録してください。		3.4.1.3.c
545					UTPR												UTPRに基づく税			0-1	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　#546と#548はいずれか一方のみ記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
546						UTPRSafeHarbour											移行期間UTPRセーフ・ハーバーに関する事項			1	必須（排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
547							CITRate										法人所得税率	percentage		1	必須		最終親会社等の所在地国における会社等の所得に対して課される租税の税率を記録します。		2.2.1.3.b.1
548						UTPRCalculation											国別グループ国際最低課税残余額に関する事項			1	必須（排他）		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
549							TotalUTPRTopUpTax										国別グループ国際最低課税残余額	integer		1	必須		#550に記録する金額の合計額を記録します。 ※　この要素に０より大きい値を記録する場合には、#561を記録する必要があります。		3.4.2.3

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
550							Article2.5.1TopUpTax									グループ国際最低課税残余額の計算の基礎となる金額	integer		1	必須		当該構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に相当する金額から令和８年新法人税法第82条の11第２項第１号又は第２号に定める金額に相当する金額を控除した金額を記録してください。		3.4.2.2
551				AdditionalDataPoint												追加報告事項（所在地国別セクション）			0-n	任意		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、法令等により「所在地国別セクション」に関して追加的な事項の報告が求められる場合にのみ記録します。 ※　我が国においては、この記録要領の公表日現在、「所在地国別セクション」に関して追加的な事項の報告は求めていません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
552					Description											説明	StringMin1Max170_Type		0-1	任意	170	追加報告事項の内容について記録してください。 ※　この要素は、追加的報告事項を記録する場合には、必ず記録してください。		
553					Amount											数値	integer		0-1	任意		追加報告事項が金額又は数値である場合に記録してください。		
554					Percentage											割合	percentage		0-1	任意		追加報告事項が割合である場合に記録してください。		
555					Text											文字列	StringMin1Max4000_Type		0-1	任意	4000	追加報告事項が文字列である場合に記録してください。		
556					Boolean											真偽値	boolean		0-1	任意		追加報告事項が真偽値である場合に記録してください。		
557				DocSpec												文書情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
558					DocTypeIndic											提供区分	OECDDocTypeIndic_EnumType		1	必須		この「JurisdictionSection」レコードの属性を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 新規の場合:OECD1 修正の場合:OECD2 削除の場合:OECD3 【留意事項】 １「OECD0」は使用しないでください。 ２ 他の「DocTypeIndic」(#31、#96、#123、#579)に「OECD1」を記録する場合には、この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録することはできませせん。また、他の「DocTypeIndic」に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。 ３ この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、#560に修正/削除の対象となる文書IDを必ず記録してください。		
559					DocRefId											文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	各「JurisdictionSection」レコードには、固有の文書ＩＤを設定する必要があります。 文書ＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 メッセージID（22桁）数字（4桁） 【留意事項】 １．メッセージID（22桁）は、レコード種別１「MessageSpec」のメッセージＩＤと同一にしてください。 ２．通常、文書IDは一つの特定多国籍企業グループ等報告事項等で複数設定されます。 その際、文書IDが重複しないよう数字（４桁）を調整してください。 ３．「JurisdictionSection」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「JurisdictionSection」レコードの文書ＩＤを#550「CorrDocRefId」に入力してください。		
560					CorrDocRefId											参照文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	「JurisdictionSection」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「JurisdictionSection」レコードの文書IDを入力してください。 【留意事項】 １　「提供区分」が「修正（OECD2）」又は「削除（OECD3）」の場合、必須入力となります。 ２　「提供区分」が「新規（OECD1）」の場合、記録しないでください。 ３　この要素を含む「CorrDocRefId」要素（#33、#98、#125、#560、#581）について、同一の文書IDを2回以上記録しないでください。 ４　過去に「提供区分」を「削除（OECD3）」として提供したことがある場合には、そのレコードの文書ID及び削除の対象となった文書IDを記録することはできません。また、過去に「提供区分」を「修正（OECD2）」として提供したレコードがある場合には、これらのうち最も新しいものの文書IDを記録してください。		
561			UTPRAttribution													グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項			0-n	条件付必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	この項目は記録を要しません。	
562					RecJurCode											税務当局間での情報交換により「グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項」を受領する国又は地域	CountryCode_Type		1-n	必須		我が国がこの繰り返し回次の「グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項」に記録された情報を提供すべき国又は地域の国コードを全て記録してください。 ※　この要素に記録する国コードは、最終親会社等の所在地国の国コードである又は#129（課税権を有することとなる国又は地域の名称）に記録する国コードに含まれるものである必要があります。 ※　この要素には、#20（提供法人の類型）にGIR403、GIR404又はGIR405を記録する場合（すなわち、いわゆるローカルファイリングを行う場合）には、「JP」以外を記録することはできません。 【留意事項】 １．「RecJurCode」自体を修正する場合には、既に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等を削除する内容の特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供した上で、新規で正しい「RecJurCode」を記録した特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供してください。 ２．「RecJurCode」以外の項目を修正する場合で、「RecJurCode」自体の修正が無い場合は、直前に提供した特定多国籍企業グループ等報告事項等の「RecJurCode」と同一の値を記録してください。		
563				Attribution												グループ国際最低課税残余額の配分			1-n	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国のうち、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとしている国又は地域が複数ある場合には、当該所在地国ごとに（この要素を繰り返して）記録してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
564					ResCountryCode											所在地国	CountryCode_Type		1	必須		当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国のうち、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとしている国又は地域の名称を記録します。		3.4.3.1
565					UTPRTopUpTaxCarryForward											前期から繰り越されたグループ国際最低課税残余額	integer		1	必須		当該対象会計年度の直前の対象会計年度の特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものの#564に記録する国又は地域に係る#571に記録された金額を当該国又は地域ごとに記録してください。		3.4.3.2
566					Employees											従業員等の数	integer		0-1	条件付必須		#564に記録する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数に相当する数を当該国又は地域ごとに記録してください。ただし、当該国又は地域につき#565に金額を記録する場合（全ての国又は地域について#562に金額を記録する場合を除きます。）には、当該国又は地域についてはこの要素を記録しません。		3.4.3.3
567					TangibleAssetValue											有形資産の額	integer		0-1	条件付必須		#564に記録する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額に相当する金額の合計額を当該所在地国ごとに記録してください。ただし、当該国又は地域につき#565に金額を記録する場合（全ての国又は地域について#562に金額を記録する場合を除きます。）には、当該国又は地域についてはこの要素を記録しません。		3.4.3.4
568					UTPRPercentage											グループ国際最低課税残余額配分割合	percentage		1	必須		#564に記録する国又は地域ごとに令和８年新法人税法第82条の11第２項に規定する合計した割合に相当する割合をパーセント単位で記録してください。ただし、当該国又は地域につき#565に金額を記録する場合（全ての国又は地域について#562に金額を記録する場合を除きます。）には、この要素に記録する割合は０となります。		3.4.3.5

XMLファイルの構造情報

項目番号	項目名及び階層（レベル）																	要素名（日本語）	要素型	属性名	出現条件	必須有無	入力桁数	記録方法	CSV形式で記録する場合における注意事項	（参考情報）GIRにおける付番
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18											
569					UTPRTopUpTaxAttributed													グループ国際最低課税残余額	integer		1	必須		#549に記録する金額の合計額に#564に記録する国又は地域ごとに#568に記録する割合を乗じて計算した金額を当該国又は地域ごとに記録してください。 ※　この要素に記録する金額の合計額は、全ての所在地国に係る#549に記録する金額の合計額と一致します。ただし、#562に#568に記録する割合が0となる国又は地域の国コードを記録する場合（つまり、UTPR Percentageが0である国又は地域に対してこの「UTPRAttribution」レコードを提供しようとする場合）には、この限りではありません。		3.4.3.6
570					AddCashTaxExpense													各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課することとしている国又は地域の構成会社等に生ずる負担額	integer		1	必須		#565及び#569に記録する金額の合計額のうち、#564に記録する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が当該対象会計年度において負担する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の額の合計額を記録してください。		3.4.3.7
571					UTPRTopUpTaxCarriedForward													翌期に繰り越されるグループ国際最低課税残余額	integer		1	必須		#565及び#569に記録する金額の合計額から#570に記録する金額を控除した残額を記録してください。		3.4.3.8
572				AdditionalDataPoint														追加報告事項（グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項）			0-n	任意		タイトル要素のためタグのみ編集してください。 ※　この要素は、法令等により「グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項」に関して追加的な事項の報告が求められる場合にのみ記録します。 ※　我が国においては、この記録要領の公表日現在、「グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項」に関して追加的な事項の報告は求めていません。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
573					Description													説明	StringMin1Max170_Type		0-1	任意	170	追加報告事項の内容について記録してください。 ※　この要素は、追加的報告事項を記録する場合には、必ず記録してください。		
574					Amount													数値	integer		0-1	任意		追加報告事項が金額又は数値である場合に記録してください。		
575					Percentage													割合	percentage		0-1	任意		追加報告事項が割合である場合に記録してください。		
576					Text													文字列	StringMin1Max4000_Type		0-1	任意	4000	追加報告事項が文字列である場合に記録してください。		
577					Boolean													真偽値	boolean		0-1	任意		追加報告事項が真偽値である場合に記録してください。		
578				DocSpec														文書情報			1	必須		タイトル要素のためタグのみ編集してください。	タイトル項目のため項目名及び階層番号のみ記録してください。	
579					DocTypeIndic													提供区分	OECDDocTypeIndic_EnumType		1	必須		この「UTPRAttribution」レコードの属性を以下の体系で記録してください。 【記録体系】 新規の場合：OECD1 修正の場合：OECD2 削除の場合：OECD3 【留意事項】 １「OECD0」は使用しないでください。 ２ 他の「DocTypeIndic」(#31、#96、#123、#558)に「OECD1」を記録する場合には、この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録することはできませません。また、他の「DocTypeIndic」に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、この要素に「OECD1」を記録することはできません。 ３ この要素に「OECD2」又は「OECD3」を記録する場合には、#581に修正/削除の対象となる文書IDを必ず記録してください。		
580					DocRefId													文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		1	必須	200	各「UTPRAttribution」レコードには、固有の文書ＩＤを設定する必要があります。 文書ＩＤは以下の体系で記録してください。 【記録体系】 メッセージID（22桁）数字（4桁） 【留意事項】 １．メッセージID（22桁）は、レコード種別１「MessageSpec」のメッセージＩＤと同一にしてください。 ２．通常、文書IDは一つの特定多国籍企業グループ等報告事項等で複数設定されます。 その際、文書IDが重複しないよう数字（４桁）を調整してください。 ３．「UTPRAttribution」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「UTPRAttribution」レコードの文書ＩＤを#571「CorrDocRefId」に入力してください。		
581					CorrDocRefId													参照文書ＩＤ	StringMin1Max200_Type		0-1	条件付必須	200	「UTPRAttribution」レコードを修正/削除する場合、修正/削除の対象となる「UTPRAttribution」レコードの文書IDを入力してください。 【留意事項】 １　「提供区分」が「修正（OECD2）」又は「削除（OECD3）」の場合、必須入力となります。 ２　「提供区分」が「新規（OECD1）」の場合、記録しないでください。 ３　この要素を含む「CorrDocRefId」要素（#33、#98、#125、#560、#581）について、同一の文書IDを2回以上記録しないでください。 ４　過去に「提供区分」を「削除（OECD3）」として提供したことがある場合には、そのレコードの文書ID及び削除の対象となった文書IDを記録することはできません。また、過去に「提供区分」を「修正（OECD2）」として提供したレコードがある場合には、これらのうち最も新しいものの文書IDを記録してください。		

４　ファイルサイズの制限を超える場合の対応

e-Tax で特定多国籍企業グループ等報告事項等を送信する際のファイルサイズの上限は、19MB となります。ファイルサイズの上限を超過し、特定多国籍企業グループ等報告事項等を送信することができない場合には、次により複数回に分けて送信してください。

⑴　XML ファイルの場合

作成した XML ファイルのデータのサイズが 19MB を超過する場合には、１送信当たりのファイルサイズが 19MB 以内となるように分割し、分割した XML ファイルをそれぞれ「多国籍企業情報の報告コーナー」から読み込むことで、複数回に分けて送信してください。

XML ファイルの分割に当たっては、次の点に留意してください。

イ　分割したそれぞれの XML ファイルが、XML スキーマに沿った XML ファイルとなるように分割してください。「３　特定多国籍企業グループ等報告事項等の構造情報及び各項目の記録方法」の項目番号３「MessageSpec」要素及び項目番号 15「FilingInfo」要素は、XML スキーマ上「必須」とされていますので、複製した上で次の修正を行ってください。

(ｲ)　「記録要領」の項目番号 10「MessageRefId」要素は、分割したそれぞれの XML ファイルですべて異なるように修正してください。

(ﾛ)　分割したそれぞれの XML ファイルの「記録要領」の項目番号 29「AdditionalInfo」要素に、「分割して送信する旨」、「分割数」及び「送信回数」を記録してください。

(ﾊ)　分割したそれぞれの XML ファイルのうち、項目番号 15「FilingInfo」要素の項目番号 31「DocTypeIndic」要素は、それぞれ以下のとおり設定してください。

１通目　「FilingInfo」要素の「DocTypeIndic」要素：「OECD1」（修正・削除データの場合「OECD2」もしくは「OECD3」）

２通目　「FilingInfo」要素の「DocTypeIndic」要素：「OECD0」

また、「FilingInfo」要素の「DocTypeIndic」要素が「OECD1」である場合には、項目番号 34「General Section」要素は、１通目の「FilingInfo」要素とあわせて送信してください。

ロ　上記イ(ｲ)の「MessageRefId」要素の値の修正に伴い、分割したそれぞれの XML ファイルに含まれる「DocRefId」要素の値の上 22 桁がそれぞれの XML ファイルに含まれる「MessageRefId」要素の値と一致するように修正してください。

ハ　分割に当たっては、「記録要領」の項目番号 34「GeneralSection」要素、項目番号 99「Summary」要素、項目番号 126「JurisdictionSection」要素及び項目番号 561「UTPRAttribution」要素の各要素内での分割は行わないでください。

（例）　元の XML ファイルを、「JurisdictionSection」要素以外の要素を含む XML ファイル①と「JurisdictionSection」要素のみを含む XML ファイル②との２つに分割する場合元の XML ファイルの内容

<GLOBE_OECD version="1.0"> 　<MessageSpec> 　　…… 　　<MessageRefId>JP20241234567890123001</MessageRefId> 　　<MessageTypeIndic>GIR101</MessageTypeIndic> 　　…… 　</MessageSpec> 　<GLOBEBody> 　　<FilingInfo> 　　…… 　　<DocSpec> 　　<DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> 　　<DocRefId>JP20241234567890123001200 1</DocRefId> 　　</FilingInfo>	;「MessageSpec」要素及び「FilingInfo」要素は、複製の上、所要の修正を行います。
<GeneralSection> 　　…… 　　<DocSpec> 　　<DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> 　　<DocRefId>JP20241234567890123001300 1</DocRefId> 　　</GeneralSection> 　　<Summary> 　　…… 　　<DocSpec> 　　<DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> 　　<DocRefId>JP20241234567890123001400 1</DocRefId> 　　</Summary>	
<JurisdictionSection> 　　…… 　　<DocSpec> 　　<DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> 　　<DocRefId>JP20241234567890123001500 1</DocRefId> 　　</JurisdictionSection>	;この「JuridictionSection」要素を別の XML ファイルに分割します。

<UTPRAttribution> …… <DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP20241234567890123001600 1</DocRefId> </UTPRAttribution>	
</GLOBEBody> </GLOBE_OECD>	

（注）「……」は、データの一部を省略していることを表しています。

分割後の XML ファイル①の内容

<GLOBE_OECD version="1.0"> <MessageSpec> …… <MessageRefId>JP20241234567890123001</MessageRefId> <MessageTypeIndic>GIR101</MessageTypeIndic> …… </MessageSpec> <GLOBEBody> <FilingInfo> ……	;「MessageSpec」要素及び「FilingInfo」要素は、元ファイルから複製の上、所要の修正を行います。 ;「MessageTypeIndic」要素は、XML ファイルを分割して提出する場合であっても、分割したファイル間で同じもの（本例では「GIR101」）を使用してください。
<AdditionalInfo>(Separated Reporting due to data size limit. Part 1 of 2)</AdditionalInfo>	;記録例のように、「分割して送信する旨」、「分割数」及び「送信回数」を記録してください。
<DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP20241234567890123001200 1</DocRefId> </FilingInfo>	
<GeneralSection> …… <DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP20241234567890123001300 1</DocRefId> </GeneralSection>	

<Summary> …… <DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP202412345678901230014001</DocRefId> </Summary>	
	;「JuridictionSection」要素は、XML ファイル②に記録するため、本ファイルには含みません。
<UTPRAttribution> …… <DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP202412345678901230016001</DocRefId> </UTPRAttribution>	
</GLOBEBody> </GLOBE_OECD>	

（注）「……」は、データの一部を省略していることを表しています。

分割後の XML ファイル②の内容

<GLOBE_OECD version="1.0"> <MessageSpec> …… <MessageRefId>JP202412345678901230<u>02</u></MessageRefId> <MessageTypeIndic>GIR101</MessageTypeIndic> …… </MessageSpec> <GLOBEBody> <FilingInfo> ……	;「MessageSpec」要素及び「FilingInfo」要素は、元ファイルから複製の上、所要の修正を行います。 ;「MessageRefId」要素について、XML ファイル①と重複しない「メッセージ ID」に修正します。 ;「MessageTypeIndic」要素は、XML ファイルを分割して提出する場合であっても、分割したファイル間で同じもの（本例では「GIR101」）を使用してください。
<AdditionalInfo>(Separated Reporting due to data size limit. Part 2 of 2)</AdditionalInfo>	;記録例のように、「分割して送信する旨」、「分割数」及び「送信回数」を記録してください。
<DocSpec> <DocTypeIndic><u>OECD0</u></DocTypeIndic>	;「DocTypeIndic」要素を「再提出」を示す「OECD0」に修正してください。「DocRefId」は、XML ファイル①と同じ

<DocRefId>JP2024123456789012300120 01</DocRefId> </FilingInfo>	ものを使用するため、変更しないでください。
	;「GeneralSection」要素及び「Summary」要素は、XML ファイル①に記録するため、本ファイルには含みません。
<JurisdictionSection> …… <DocSpec> <DocTypeIndic>OECD1</DocTypeIndic> <DocRefId>JP202412345678901230025001</DocRefId> </JurisdictionSection>	;「MessageRefId」要素の値の修正に伴い、「DocRefId」要素の値の上 22 桁を修正します。
	;「UTPRAttribution」要素は、XML ファイル①に記録するため、本ファイルには含みません。
</GLOBEBody> </GLOBE_OECD>	

(注)「……」は、データの一部を省略していることを表しています。

⑵　CSV ファイルの場合

別冊「Excel を利用した CSV 形式による特定多国籍企業グループ等報告事項等の記録手順」の「３　その他の注意事項」を参考に、作成した複数の CSV ファイルを複数の「GLOBE_OECD」フォルダに分けて格納し、「メッセージ・ヘッダー」「提供情報」が記録された CSV ファイルを複製して所要の修正を加えた上で、それぞれの「GLOBE_OECD」フォルダについて複数回に分け、e-Tax「特定多国籍企業情報の提供コーナー」から読み込んで送信してください。

別紙１　国コード一覧

国名	国コード
AFGHANISTAN	AF
ALAND ISLANDS	AX
ALBANIA	AL
ALGERIA	DZ
AMERICAN SAMOA	AS
ANDORRA	AD
ANGOLA	AO
ANGUILLA	AI
ANTARCTICA	AQ
ANTIGUA AND BARBUDA	AG
ARGENTINA	AR
ARMENIA	AM
ARUBA	AW
AUSTRALIA	AU
AUSTRIA	AT
AZERBAIJAN	AZ
BAHAMAS	BS
BAHRAIN	BH
BANGLADESH	BD
BARBADOS	BB
BELARUS	BY
BELGIUM	BE
BELIZE	BZ
BENIN	BJ
BERMUDA	BM
BHUTAN	BT
BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BO
BONAIRE, SINT EUSTATIUS AND SABA	BQ
BOSNIA AND HERZEGOVINA	BA
BOTSWANA	BW
BOUVET ISLAND	BV
BRAZIL	BR
BRITISH INDIAN OCEAN TERRITORY	IO
BRUNEI DARUSSALAM	BN
BULGARIA	BG
BURKINA FASO	BF
BURUNDI	BI
CAMBODIA	KH
CAMEROON	CM
CANADA	CA
CABO VERDE	CV
CAYMAN ISLANDS	KY
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	CF
CHAD	TD
CHILE	CL
CHINA	CN
CHRISTMAS ISLAND	CX
COCOS (KEELING) ISLANDS	CC
COLOMBIA	CO
COMOROS	KM
CONGO	CG
CONGO, THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE	CD
COOK ISLANDS	CK
COSTA RICA	CR
COTE D'IVOIRE	CI
CROATIA	HR
CUBA	CU
CURACAO	CW
CYPRUS	CY
CZECHIA	CZ

別紙１　国コード一覧

国名	国コード
DENMARK	DK
DJIBOUTI	DJ
DOMINICA	DM
DOMINICAN REPUBLIC	DO
ECUADOR	EC
EGYPT	EG
EL SALVADOR	SV
EQUATORIAL GUINEA	GQ
ERITREA	ER
ESTONIA	EE
ETHIOPIA	ET
FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FK
FAROE ISLANDS	FO
FIJI	FJ
FINLAND	FI
FRANCE	FR
FRENCH GUIANA	GF
FRENCH POLYNESIA	PF
FRENCH SOUTHERN TERRITORIES	TF
GABON	GA
GAMBIA	GM
GEORGIA	GE
GERMANY	DE
GHANA	GH
GIBRALTAR	GI
GREECE	GR
GREENLAND	GL
GRENADA	GD
GUADELOUPE	GP
GUAM	GU
GUATEMALA	GT
GUERNSEY	GG
GUINEA	GN
GUINEA-BISSAU	GW
GUYANA	GY
HAITI	HT
HEARD ISLAND AND MCDONALD ISLANDS	HM
HOLY SEE (VATICAN CITY STATE)	VA
HONDURAS	HN
HONG KONG	HK
HUNGARY	HU
ICELAND	IS
INDIA	IN
INDONESIA	ID
IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	IR
IRAQ	IQ
IRELAND	IE
ISLE OF MAN	IM
ISRAEL	IL
ITALY	IT
JAMAICA	JM
JAPAN	JP
JERSEY	JE
JORDAN	JO
KAZAKHSTAN	KZ
KENYA	KE
KIRIBATI	KI
KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF	KP
KOREA, REPUBLIC OF	KR
KUWAIT	KW

別紙１　国コード一覧

国名	国コード
KYRGYZSTAN	KG
LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC	LA
LATVIA	LV
LEBANON	LB
LESOTHO	LS
LIBERIA	LR
LIBYA	LY
LIECHTENSTEIN	LI
LITHUANIA	LT
LUXEMBOURG	LU
MACAO	MO
NORTH MACEDONIA	MK
MADAGASCAR	MG
MALAWI	MW
MALAYSIA	MY
MALDIVES	MV
MALI	ML
MALTA	MT
MARSHALL ISLANDS	MH
MARTINIQUE	MQ
MAURITANIA	MR
MAURITIUS	MU
MAYOTTE	YT
MEXICO	MX
MICRONESIA, FEDERATED STATES OF	FM
MOLDOVA, REPUBLIC OF	MD
MONACO	MC
MONGOLIA	MN
MONTENEGRO	ME
MONTSERRAT	MS
MOROCCO	MA
MOZAMBIQUE	MZ
MYANMAR	MM
NAMIBIA	NA
NAURU	NR
NEPAL	NP
NETHERLANDS	NL
NEW CALEDONIA	NC
NEW ZEALAND	NZ
NICARAGUA	NI
NIGER	NE
NIGERIA	NG
NIUE	NU
NORFOLK ISLAND	NF
NORTHERN MARIANA ISLANDS	MP
NORWAY	NO
OMAN	OM
PAKISTAN	PK
PALAU	PW
PALESTINE, STATE OF	PS
PANAMA	PA
PAPUA NEW GUINEA	PG
PARAGUAY	PY
PERU	PE
PHILIPPINES	PH
PITCAIRN	PN
POLAND	PL
PORTUGAL	PT
PUERTO RICO	PR
QATAR	QA

別紙１　国コード一覧

国名	国コード
REUNION	RE
ROMANIA	RO
RUSSIAN FEDERATION	RU
RWANDA	RW
SAINT BARTHELEMY	BL
SAINT HELENA, ASCENSION AND TRISTAN DA CUNHA	SH
SAINT KITTS AND NEVIS	KN
SAINT LUCIA	LC
SAINT MARTIN (FRENCH PART)	MF
SAINT PIERRE AND MIQUELON	PM
SAINT VINCENT AND THE GRENADINES	VC
SAMOA	WS
SAN MARINO	SM
SAO TOME AND PRINCIPE	ST
SAUDI ARABIA	SA
SENEGAL	SN
SERBIA	RS
SEYCHELLES	SC
SIERRA LEONE	SL
SINGAPORE	SG
SINT MAARTEN (DUTCH PART)	SX
SLOVAKIA	SK
SLOVENIA	SI
SOLOMON ISLANDS	SB
SOMALIA	SO
SOUTH AFRICA	ZA
SOUTH GEORGIA AND THE SOUTH SANDWICH ISLANDS	GS
SOUTH SUDAN	SS
SPAIN	ES
SRI LANKA	LK
SUDAN	SD
SURINAME	SR
SVALBARD AND JAN MAYEN	SJ
ESWATINI	SZ
SWEDEN	SE
SWITZERLAND	CH
SYRIAN ARAB REPUBLIC	SY
TAIWAN, PROVINCE OF CHINA	TW
TAJIKISTAN	TJ
TANZANIA, UNITED REPUBLIC OF	TZ
THAILAND	TH
TIMOR-LESTE	TL
TOGO	TG
TOKELAU	TK
TONGA	TO
TRINIDAD AND TOBAGO	TT
TUNISIA	TN
TURKEY	TR
TURKMENISTAN	TM
TURKS AND CAICOS ISLANDS	TC
TUVALU	TV
UGANDA	UG
UKRAINE	UA
UNITED ARAB EMIRATES	AE
UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND	GB
UNITED STATES	US
UNITED STATES MINOR OUTLYING ISLANDS	UM
URUGUAY	UY
UZBEKISTAN	UZ
VANUATU	VU

別紙１　国コード一覧

国名	国コード
VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VE
VIET NAM	VN
VIRGIN ISLANDS, BRITISH	VG
VIRGIN ISLANDS, U.S.	VI
WALLIS AND FUTUNA	WF
WESTERN SAHARA	EH
YEMEN	YE
ZAMBIA	ZM
ZIMBABWE	ZW
STATELESS（無国籍）	X5

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
UAE Dirham: UNITED ARAB EMIRATES	AED
Afghani: AFGHANISTAN	AFN
Lek: ALBANIA	ALL
Armenian Dram: ARMENIA	AMD
Netherlands Antillean Guilder: CURACAO; SINT MAARTEN (DUTCH PART)	ANG
Kwanza: ANGOLA	AOA
Argentine Peso: ARGENTINA	ARS
Australian Dollar: AUSTRALIA; CHRISTMAS ISLAND; COCOS (KEELING) ISLANDS; HEARD ISLAND AND McDONALD ISLANDS; KIRIBATI; NAURU; NORFOLK ISLAND; TUVALU	AUD
Aruban Florin: ARUBA	AWG
Azerbaijan Manat: AZERBAIJAN	AZN
Convertible Mark: BOSNIA AND HERZEGOVINA	BAM
Barbados Dollar: BARBADOS	BBD
Taka: BANGLADESH	BDT
Bulgarian Lev: BULGARIA	BGN
Bahraini Dinar: BAHRAIN	BHD
Burundi Franc: BURUNDI	BIF
Bermudian Dollar: BERMUDA	BMD
Brunei Dollar: BRUNEI DARUSSALAM	BND
Boliviano: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOB
Mvdol: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOV
Brazilian Real: BRAZIL	BRL
Bahamian Dollar: BAHAMAS	BSD
Ngultrum: BHUTAN	BTN
Pula: BOTSWANA	BWP
Belarusian Ruble: BELARUS	BYN
Historic use: Belarussian Ruble: BELARUS	BYR
Belize Dollar: BELIZE	BZD
Canadian Dollar: CANADA	CAD
Congolese Franc: CONGO, THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF	CDF
WIR Euro: SWITZERLAND	CHE
Swiss Franc: LIECHTENSTEIN; SWITZERLAND	CHF
WIR Franc: SWITZERLAND	CHW
Unidad de Fomento: CHILE	CLF
Chilean Peso: CHILE	CLP
Yuan Renminbi: CHINA	CNY
Colombian Peso: COLOMBIA	COP
Unidad de Valor Real: COLOMBIA	COU

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
Costa Rican Colon: COSTA RICA	CRC
Peso Convertible: CUBA	CUC
Cuban Peso: CUBA	CUP
Cabo Verde Escudo: CABO VERDE	CVE
Czech Koruna: CZECHIA	CZK
Djibouti Franc: DJIBOUTI	DJF
Danish Krone: DENMARK; FAROE ISLANDS; GREENLAND	DKK
Dominican Peso: DOMINICAN REPUBLIC	DOP
Algerian Dinar: ALGERIA	DZD
Egyptian Pound: EGYPT	EGP
Nakfa: ERITREA	ERN
Ethiopian Birr: ETHIOPIA	ETB
Euro: ALAND ISLANDS; ANDORRA; AUSTRIA; BELGIUM; CYPRUS; ESTONIA; EUROPEAN UNION; FINLAND; FRANCE; FRENCH GUIANA; FRENCH SOUTHERN TERRITORIES; GERMANY; GREECE; GUADELOUPE; HOLY SEE (VATICAN CITY STATE); IRELAND; ITALY; LATVIA; LITHUANIA; LUXEMBOURG; MALTA; MARTINIQUE; MAYOTTE; MONACO; MONTENEGRO; NETHERLANDS; PORTUGAL; REUNION; SAINT BARTHELEMY; SAINT MARTIN (FRENCH PART); SAINT PIERRE AND MIQUELON; SAN MARINO; SLOVAKIA; SLOVENIA; SPAIN; Vatican City State (HOLY SEE)	EUR
Fiji Dollar: FIJI	FJD
Falkland Islands Pound: FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FKP
Pound Sterling: GUERNSEY; ISLE OF MAN; JERSEY; UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND	GBP
Lari: GEORGIA	GEL
Ghana Cedi: GHANA	GHS
Gibraltar Pound: GIBRALTAR	GIP
Dalasi: GAMBIA	GMD
Guinean Franc: GUINEA	GNF
Quetzal: GUATEMALA	GTQ
Guyana Dollar: GUYANA	GYD
Hong Kong Dollar: HONG KONG	HKD
Lempira: HONDURAS	HNL
Kuna: CROATIA	HRK
Gourde: HAITI	HTG
Forint: HUNGARY	HUF
Rupiah: INDONESIA	IDR
New Israeli Sheqel: ISRAEL	ILS
Indian Rupee: BHUTAN; INDIA	INR
Iraqi Dinar: IRAQ	IQD
Iranian Rial: IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	IRR
Iceland Krona: ICELAND	ISK
Jamaican Dollar: JAMAICA	JMD

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
Jordanian Dinar: JORDAN	JOD
Yen: JAPAN	JPY
Kenyan Shilling: KENYA	KES
Som: KYRGYZSTAN	KGS
Riel: CAMBODIA	KHR
Comorian Franc : COMOROS	KMF
North Korean Won: KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF	KPW
Won: KOREA, REPUBLIC OF	KRW
Kuwaiti Dinar: KUWAIT	KWD
Cayman Islands Dollar: CAYMAN ISLANDS	KYD
Tenge: KAZAKHSTAN	KZT
Lao Kip: LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC	LAK
Lebanese Pound: LEBANON	LBP
Sri Lanka Rupee: SRI LANKA	LKR
Liberian Dollar: LIBERIA	LRD
Loti: LESOTHO	LSL
Historic use: Lithuanian Litas: LITHUANIA	LTL
Historic use: Latvian Lats: LATVIA	LVL
Libyan Dinar: LIBYA	LYD
Moroccan Dirham: MOROCCO; WESTERN SAHARA	MAD
Moldovan Leu: MOLDOVA, REPUBLIC OF	MDL
Malagasy Ariary: MADAGASCAR	MGA
Denar: MACEDONIA, THE FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF	MKD
Kyat: MYANMAR	MMK
Tugrik: MONGOLIA	MNT
Pataca: MACAO	MOP
Historic use: Ouguiya: MAURITANIA	MRO
Ouguiya: MAURITANIA	MRU
Mauritius Rupee: MAURITIUS	MUR
Rufiyaa: MALDIVES	MVR
Malawi Kwacha: MALAWI	MWK
Mexican Peso: MEXICO	MXN
Mexican Unidad de Inversion (UDI): MEXICO	MXV
Malaysian Ringgit: MALAYSIA	MYR
Mozambique Metical: MOZAMBIQUE	MZN
Namibia Dollar: NAMIBIA	NAD
Naira: NIGERIA	NGN
Cordoba Oro: NICARAGUA	NIO

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
Norwegian Krone: BOUVET ISLAND; NORWAY; SVALBARD AND JAN MAYEN	NOK
Nepalese Rupee: NEPAL	NPR
New Zealand Dollar: COOK ISLANDS; NEW ZEALAND; NIUE; PITCAIRN; TOKELAU	NZD
Rial Omani: OMAN	OMR
Balboa: PANAMA	PAB
Sol: PERU	PEN
Kina: PAPUA NEW GUINEA	PGK
Philippine Peso: PHILIPPINES	PHP
Pakistan Rupee: PAKISTAN	PKR
Zloty: POLAND	PLN
Guarani: PARAGUAY	PYG
Qatari Rial: QATAR	QAR
Romanian Leu: ROMANIA	RON
Serbian Dinar: SERBIA	RSD
Russian Ruble: RUSSIAN FEDERATION	RUB
Rwanda Franc: RWANDA	RWF
Saudi Riyal: SAUDI ARABIA	SAR
Solomon Islands Dollar: SOLOMON ISLANDS	SBD
Seychelles Rupee: SEYCHELLES	SCR
Sudanese Pound: SUDAN	SDG
Swedish Krona: SWEDEN	SEK
Singapore Dollar: SINGAPORE	SGD
Saint Helena Pound: SAINT HELENA, ASCENSION AND TRISTAN DA CUNHA	SHP
Leone: SIERRA LEONE	SLL
Somali Shilling: SOMALIA	SOS
Surinam Dollar: SURINAME	SRD
South Sudanese Pound: SOUTH SUDAN	SSP
Historic use: Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STD
Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STN
El Salvador Colon: EL SALVADOR	SVC
Syrian Pound: SYRIAN ARAB REPUBLIC	SYP
Lilangeni: ESWATINI	SZL
Baht: THAILAND	THB
Somoni: TAJIKISTAN	TJS
Turkmenistan New Manat: TURKMENISTAN	TMT
Tunisian Dinar: TUNISIA	TND
Pa'anga: TONGA	TOP
Turkish Lira: TURKEY	TRY

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
Trinidad and Tobago Dollar: TRINIDAD AND TOBAGO	TTD
New Taiwan Dollar: TAIWAN, PROVINCE OF CHINA	TWD
Tanzanian Shilling: TANZANIA, UNITED REPUBLIC OF	TZS
Hryvnia: UKRAINE	UAH
Uganda Shilling: UGANDA	UGX
US Dollar: AMERICAN SAMOA; BONAIRE; SINT EUSTATIUS AND SABA; BRITISH INDIAN OCEAN TERRITORY; ECUADOR; EL SALVADOR; GUAM; HAITI; MARSHALL ISLANDS; MICRONESIA, FEDERATED STATES OF; NORTHERN MARIANA ISLANDS; PALAU; PANAMA; PUERTO RICO; TIMOR-LESTE; TURKS AND CAICOS ISLANDS; UNITED STATES; UNITED STATES MINOR OUTLYING ISLANDS; VIRGIN ISLANDS (BRITISH); VIRGIN ISLANDS (US)	USD
US Dollar (Next day): UNITED STATES	USN
Historic use: US Dollar (Same day): UNITED STATES	USS
Uruguay Peso en Unidades Indexadas (UI): URUGUAY	UYI
Peso Uruguayo: URUGUAY	UYU
Unidad Previsional: URUGUAY	UYW
Uzbekistan Sum: UZBEKISTAN	UZS
Historic use: Bolivar: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VEF
Bolｲ var Soberano: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VES
Dong: VIET NAM	VND
Vatu: VANUATU	VUV
Tala: SAMOA	WST
CFA Franc BEAC: CAMEROON; CENTRAL AFRICAN REPUBLIC; CHAD; CONGO; EQUATORIAL GUINEA; GABON	XAF
Silver: ZZ11_Silver	XAG
Gold: ZZ08_Gold	XAU
Bond Markets Unit European Composite Unit (EURCO): ZZ01_Bond Markets Unit European_EURCO	XBA
Bond Markets Unit European Monetary Unit (E.M.U.-6): ZZ02_Bond Markets Unit European_EMU-6	XBB
Bond Markets Unit European Unit of Account 9 (E.U.A.-9): ZZ03_Bond Markets Unit European_EUA-9	XBC
Bond Markets Unit European Unit of Account 17 (E.U.A.-17): ZZ04_Bond Markets Unit European_EUA-17	XBD
East Caribbean Dollar: ANGUILLA; ANTIGUA AND BARBUDA; DOMINICA; GRENADA; MONTSERRAT; SAINT KITTS AND NEVIS; SAINT LUCIA; SAINT VINCENT AND THE GRENADINES	XCD
SDR (Special Drawing Right): INTERNATIONAL MONETARY FUND (IMF)	XDR
Historic use: UIC-Franc: ZZ05_UIC-Franc	XFU
CFA Franc BCEAO: BENIN; BURKINA FASO; COTE D'IVOIRE; GUINEA-BISSAU; MALI; NIGER; SENEGAL; TOGO	XOF
Palladium: ZZ09_Palladium	XPD
CFP Franc: FRENCH POLYNESIA; NEW CALEDONIA; WALLIS AND FUTUNA	XPF
Platinum: ZZ10_Platinum	XPT
Sucre: SISTEMA UNITARIO DE COMPENSACION REGIONAL DE PAGOS "SUCRE"	XSU
ADB Unit of Account: MEMBER COUNTRIES OF THE AFRICAN DEVELOPMENT BANK GROUP	XUA
The codes assigned for transactions where no currency is involved: ZZ07_No_Currency	XXX
Yemeni Rial: YEMEN	YER

別紙２　通貨単位一覧

通貨名称:通貨使用国	通貨単位
Rand: LESOTHO; NAMIBIA; SOUTH AFRICA	ZAR
Zambian Kwacha: ZAMBIA	ZMW
Zimbabwe Dollar: ZIMBABWE	ZWL